

令和6年度

環境部事業概要



佐世保市環境部

第1章 総説

1. 環境部行政機構・事務分掌	1
2. 職員	3
(1) 職員配置状況	3
(2) 年齢構成	4
3. 勤務時間等	5
(1) 勤務時間	5
(2) 特殊勤務手当等の状況	6
4. 予算・決算（一般会計）	7
(1) 歳出予算額の推移	7
(2) 歳出決算額の推移	7
(3) 歳入予算・決算額の推移	8
(4) 令和5年度歳出決算見込み額	9
(5) 令和6年度歳出予算額	10
(6) 清掃事業における原価計算状況	11
5. 佐世保市環境政策審議会	12
6. 関係施設	14
(1) 環境関係施設所在地	14
(2) 環境センター	15
(3) 廃棄物処理関係施設	16
(4) し尿処理施設	18
(5) 余熱利用施設	18
(6) 公衆便所	19
(7) 車両の状況	20

第2章 廃棄物処理

1. ごみ処理の概況	21
(1) ごみ処理の推進	21
(2) 収集運搬等の状況	21
(3) 処分状況	24
(4) 分別状況	25
2. ごみ処理統計	26
(1) 収集世帯と収集人口	26
(2) ごみ排出量等状況	26
(3) 収集人口とごみ排出量の推移	26
(4) ごみ搬入量内訳状況	26
(5) ごみ排出量、家庭系ごみ及び事業系ごみの推移	26

(6) 1人1日あたりのごみ排出量の推移	27
(7) 施設別ごみ処理状況	27
(8) 資源化量の推移A	27
(9) 資源化量の推移B	27
(10) 令和5年度ごみ処理状況	28
3. ごみ処理基本計画	29
(1) 計画の位置づけ	29
(2) 計画の期間	29
(3) 基本方針	29
(4) 指標及び目標値	29
4. 災害廃棄物処理計画	30
(1) 災害廃棄物処理の流れ	30
(2) 水害または震災によって発生した災害廃棄物について	31
(3) 仮置場	31
(4) 本市の一般廃棄物処理施設の現状	31
5. 一般廃棄物	32
(1) 一般廃棄物処理業の許可状況	32
6. 産業廃棄物	32
(1) 産業廃棄物処理業の許可状況	32
(2) PCB廃棄物特別措置法の事務	32
7. 廃棄物の不法投棄及び不法焼却	33
(1) 概況	33
(2) 不法投棄防止パトロール	34
(3) 不法投棄物の撤去指導等	34
8. 廃棄物処理施設等のダイオキシン類濃度の測定結果	35
(1) ダイオキシン類	35
(2) ダイオキシン類の発生	35
(3) ダイオキシン類の測定	35

第3章 ごみ減量・資源化

1. 佐世保方式家庭系2段階ごみ有料化制度	37
(1) 導入の目的	37
(2) 目的達成のための5つの事項	37
(3) 制度の対象となるごみの種類	37
(4) 2段階ごみ有料化	37
(5) ごみの出し方	37
(6) 補助券の配付	37
(7) 指定ごみ袋の種類	38
(8) 指定ごみ袋以外の透明な袋でもごみ出しができるもの	38

2. リユースの推進	38
(1) 佐世保市内のリサイクルショップとの連携	38
(2) インターネットのリユースショップとの連携	38
3. 資源集団回収報奨金等交付制度	39
(1) 資源集団回収報奨金の交付要領	39
(2) 報奨金及び資源回収業組合助成金の推移	40
(3) 佐世保市の資源集団回収実績	40
(4) 家庭系ごみ量に占める資源集団回収量の割合	40
(5) 資源回収業組合一覧表	41
4. 佐世保市ごみ減量アドバイザー制度	42
5. クリーン推進委員	42
6. ごみステーション	42
(1) ごみステーション	42
(2) ごみステーション整備補助金交付制度	42
(3) ごみステーション整備箇所数及び補助金交付総額の推移	42
(4) 補助金等の経緯	42
(5) ごみステーションにおける不適正排出の状況	43
7. 多量排出事業者	44
(1) 多量排出事業者とは	44
(2) 事業系一般廃棄物処理実績報告書・減量計画書	44
(3) 訪問指導など	44
8. 食品ロス対策	45
(1) 佐世保市食品ロス削減協力店舗登録	45
(2) フードバンク・フードドライブの実施	45
(3) フードシェアリングサービス「サセボタバスケ」の運用	45
9. 家電リサイクル	46
10. パソコンリサイクル	47
11. 自動車リサイクル	49
(1) 使用済自動車のリサイクルの流れ	49
(2) 関連事業者数	50
(3) 海上輸送費補助事業	51

第4章 し尿処理・浄化槽

1. し尿処理の概況	52
(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	52

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬許可業者	5 2
(3) 中間処理	5 2
(4) 最終処分	5 2
2. し尿処理状況	5 2
(1) 収集人口と収集・排出状況	5 2
(2) 施設別処理状況	5 2
(3) し尿収集量及びし尿収集人口の推移	5 3
(4) 浄化槽汚泥収集量及び浄化槽設置基数の推移	5 3
3. 生活排水処理基本計画	5 4
(1) 計画の位置づけ	5 4
(2) 計画の期間	5 4
(3) 基本方針	5 4
(4) 生活排水処理の達成目標値	5 4
4. 浄化槽	5 5
(1) 浄化槽の定義	5 5
(2) 浄化槽の仕組み	5 5
(3) 浄化槽設置の流れ	5 5
(4) 設置届出状況	5 6
(5) 保守点検業登録及び清掃業許可の状況	5 6
(6) 浄化槽設置補助金交付制度	5 6
(参考) し尿収集手数料の変遷～料金基準額の設定	5 7

第5章 環境保全

1. 環境保全対策	6 1
(1) 現況と課題	6 1
(2) 総合計画における環境保全活動を推進するための関連施策	6 1
2. 佐世保市環境基本計画	6 2
(1) 基本計画の目的	6 2
(2) 基本計画の役割と位置付け	6 2
(3) 計画期間	6 2
(4) 望ましい環境像	6 2
(5) 各基本目標及び指標と取組の方向性について	6 2
(6) 佐世保市環境政策審議会 環境基本計画部会	6 3
(7) 佐世保市環境基本計画報告書	6 3
3. 地球温暖化対策の推進	6 4
(1) 佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	6 4
(2) 佐世保市域の温室効果ガス排出状況	6 4
(3) 令和5年度の市民、事業者向けの取組	6 6
(4) 市役所自らの温暖化対策「佐世保市役所エコプラン」	6 7

4. 自然環境	6 9
(1) 佐世保市内の自然環境の現況	6 9
(2) 自然環境保全	6 9
5. 環境・公害に関する苦情	7 1
6. 大気	7 2
(1) 大気環境常時監視結果	7 2
(2) その他の大気環境調査結果	8 2
(3) 施設等の届出状況	8 4
7. 水質	8 6
(1) 環境基準	8 6
(2) 佐世保市の河川の水質汚濁状況	8 7
(3) 佐世保市の海域の水質汚濁状況	9 1
(4) 地下水の水質測定結果	9 8
(5) 工場・事業場排水	1 0 0
(6) 海水浴場の水質調査	1 0 5
(7) 水生生物保全環境基準に係る調査結果	1 0 6
8. 土壌	1 0 8
9. 騒音	1 1 0
(1) 騒音の状況	1 1 0
(2) 騒音に係る環境基準	1 1 0
(3) 環境基準適合状況	1 1 1
(4) 自動車騒音にかかる要請限度（騒音規制法第17条に基づく要請限度）	1 1 4
(5) 法律、条例に基づく騒音規制の対象となる施設等	1 1 7
10. 振動	1 2 2
(1) 振動の状況	1 2 2
(2) 道路交通振動	1 2 2
(3) 振動規制法に基づく規制の対象となる施設等	1 2 4
(4) 施設等の届出状況	1 2 5
11. 悪臭	1 2 6
(1) 悪臭の状況	1 2 6
(2) 法律・条例に基づく悪臭防止対策	1 2 6
(3) 工場・事業場に対する監視・指導	1 2 8
12. ダイオキシン類	1 3 1
(1) ダイオキシン類について	1 3 1
(2) ダイオキシン類に係る環境基準	1 3 1
(3) 環境基準適合状況	1 3 1
(4) 施設等の届出状況等（令和5年度末）	1 3 3

13. 原子力艦寄港に伴う放射能測定調査 -----	135
(1) 佐世保港における放射能監視体制 -----	135
(2) 積算線量の測定 -----	137
(3) 原子力艦寄港時の放射能モニタリング体制 -----	138
(4) 原子力艦寄港に伴う放射能調査結果と佐世保港への寄港実績 -----	138

第6章 啓発

1. 環境教育・環境学習推進事業 -----	139
(1) 「佐世保市環境教育等推進行動計画」について -----	139
(2) 佐世保市地球温暖化防止活動推進センター「させぼエコラボ」について -----	139
(3) 本市のSNSを活用した情報発信 -----	141
2. 廃棄物処理に関する啓発及びその他広報活動等 -----	142
(1) 美化啓発事業 -----	142
(2) 分別実地指導 -----	142
(3) 町内会等における説明会 -----	142

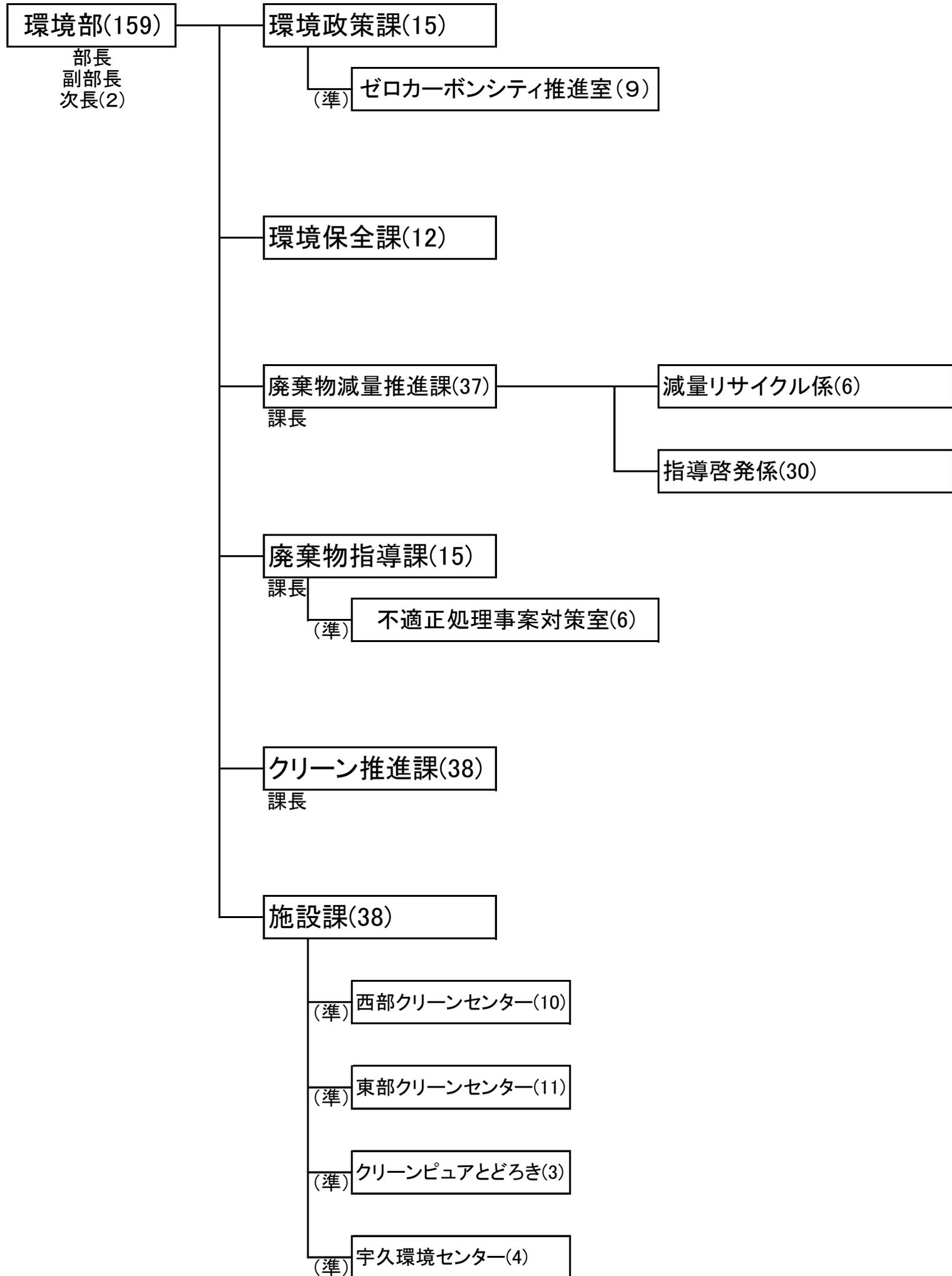
第7章 年表

1. 年表 -----	143
-------------	-----

第1章 総説

1. 環境部行政機構

(令和6年5月1日時点)



事務分掌

環境政策課		1 環境政策の企画及び調整に関すること 2 環境基本計画に関すること 3 一般廃棄物処理計画(ごみ・生活排水)に関すること 4 ごみ減量化・資源化計画に関すること 5 災害廃棄物処理計画に関すること 6 環境政策審議会に関すること 7 清掃事業の調査及び統計に関すること	8 し尿収集運搬料金に関すること 9 災害し尿及び離島し尿補助金に関すること 10 精霊流しに関すること 11 財産の管理、使用許可及び諸契約に関すること 12 公印の監守に関すること 13 部内の公務災害等に関すること 14 部および課内の庶務に関すること
	ゼロカーボンシティ推進室	1 脱炭素に関すること 2 地球温暖化対策に関すること 3 環境マネジメントシステムに関すること	4 環境教育・環境学習に関すること 5 生物多様性の保全に関すること
環境保全課		1 公害に関する事務の総合調整に関すること 2 環境保全に係る調査、指導に関すること 3 環境保全に係る相談に関すること 4 浄化槽に関すること	5 放射能測定調査に関すること 6 環境影響評価に関する事務の調整に関すること 7 環境諸団体に関すること 8 課内の庶務に関すること
廃棄物減量推進課	減量リサイクル係	1 ごみ減量化及び資源化の推進に関すること 2 家庭系2段階ごみ有料化制度に関すること 3 環境美化及び廃棄物に係る啓発に関すること	4 資源集団回収に係る報奨金及び助成金に関すること 5 ごみカレンダー分別表に関すること 6 課内の庶務に関すること
	指導啓発係	1 町内会との連絡調整及びクリーン推進委員に関すること 2 ごみステーションに係る排出指導整備に関すること 3 不適正排出の調査・指導に関すること 4 廃棄物に係る苦情処理に関すること 5 ごみ分別等の実施指導に関すること	6 事業系ごみの減量に関すること 7 動物の死体収集に関すること 8 ごみ減量化及び資源化等の推進啓発指導に関すること 9 ごみ収集運搬委託事業に関すること 10 多量排出事業者のごみ減量計画実績報告、指導に関すること
廃棄物指導課		1 一般廃棄物処理業等の許可に関すること 2 一般廃棄物の処理施設及び処理業者に係る適正処理指導に関すること 3 産業廃棄物処理業等の許可に関すること 4 産業廃棄物の処理施設及び処理業者に係る適正処理指導に関すること	5 課内の庶務に関すること 6 自動車リサイクル法に関すること 7 廃棄物に係る苦情処理に関すること
	不適正処理事案対策室	1 廃棄物不適正処理事案に関すること 2 不法投棄及び違法焼却に係る調査及び監視指導に関すること 3 廃棄物に係る苦情処理に関する事	
クリーン推進課		1 ごみの収集・運搬に関すること(ごみステーション現地調査を含む) 2 収集車の配置及び車両整備に関すること 3 安全運転管理に関すること	4 清掃用具の調整に関すること 5 臨時職員の雇用計画に関すること 6 課内の庶務に関すること
施設課		1 施設整備計画に関すること 2 施設整備に係る施工及び監督に関すること 3 課内の庶務に関すること	
西部クリーンセンター		1 施設の運営管理に関すること 2 最終処分場(浸出水処理施設含む)の維持管理に関すること 3 施設用資材、機器、部品の購入、検収及び管理に関すること	4 資源物(廃乾電池、廃蛍光管など)の処理に関すること 5 有価物の売却に関すること
東部クリーンセンター		1 施設管理及び運営に関すること 2 施設用資材、機器、部品の購入、検収及び管理に関すること	
クリーンビューとどろき		1 施設管理及び運営に関すること 2 施設用資材、機器、部品の購入、検収及び管理に関すること	
宇久環境センター		1 宇久町の施設管理及び運営に関すること 2 宇久町の廃棄物減量及び適正処理に関すること 3 宇久町の環境保全及び環境美化に関すること 4 宇久環境センターの庶務に関すること	

2. 職員

(1) 職員配置状況

令和6年5月1日現在※()内は定数

職 種 課・係名	部	副	次	課	主	課	副	専	係	主	主	主	主	技	技	運	整	指	指	作	作	計	
	長	長	長	長	幹	長 補 佐	幹	門 官	長	査	任 主 事	任 主 技 師	事	師	工	士	士	導 班 長	導 員	業 班 長	業 員		
環 境 部	1	1	2																			4	(4)
政 策 課 環 境	総 括					2																2	(2)
	課 員									1	1		2									4	(4)
	ゼロカーボン推進室				1	1				1	1		5									9	(9)
保 全 課 環 境	総 括					1																1	(1)
	課 員									4	2	4	1									11	(11)
減 量 推 進 課 環 境	総 括			1		2																3	(3)
	減 量									4			1									5	(5)
	指導啓発									1	2							5	21			29	(29)
指 導 課 環 境	総 括			1		1																2	(2)
	課 員								2	3	1		1									7	(7)
	不適対策室				1			1										1	3			6	(6)
ク リ ン 推 進 課	総 括			1		1																2	(2)
	課 員												1			8	4		3	7	13	36	(36)
施 設 課	総 括					2																2	(2)
	課 員								1	3		3	1									8	(8)
	西部CC					1				3		1			5							10	(10)
	東部CC					1				2		2			6							11	(11)
	CPとどろき					1			1			1										3	(3)
	宇久環境C					1		1	1	1												4	(4)
計	1	1	2	3	2	14	0	2	5	23	7	11	11	1	11	8	4	6	27	7	13	159	(159)

※環境政策課は平成31年4月1日から、廃棄物減量推進課を除くその他の課は令和6年4月1日から係制を廃している。

(2)年齢構成

令和6年5月1日現在

職種	年齢	平均 年齢	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60歳	計
			19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	以上	
		歳	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
部	長	58.0									1		1
副	部 長	58.0									1		1
次	長	55.5								1	1		2
課	長・主 幹	55.2								2	3		5
課	長 補 佐 所 長・副 主 幹	51.3							5	5	4		14
専	門 官	60.0										2	2
係	長	51.8							2	2	1		5
主	査	45.2					3	6	11	2	1		23
主	任 主 事	37.9				4	2					1	7
主	任 技 師	35.5				2	9						11
主	事	25.2		4	6	1							11
技	師	54.0	1						1	1	5	4	12
運	転 士	52.4						1	2	3	1	1	8
指	導 班 長	54.2							1	2	2	1	6
指	導 員	56.2						1	3	6	5	12	27
作	業 班 長	50.1							4	2	1		7
作	業 員	54.3						1	2	1	8	1	13
整	備 士	56.0								1	2	1	4
計		48.8	1	4	6	7	14	9	31	28	36	23	159

3. 勤務時間等

(1) 勤務時間

区 分	平 日	土 曜 日
一 般 事 務 職	8時30分～17時15分	休
収 集 業 務 関 係 東 部 ・ 西 部 C C	”	8時30分～17時15分

区 分	土 曜 日	日曜日及び祝日	年 末 年 始
一 般 事 務 職	休	休	12月29日～1月3日まで休暇
収 集 業 務 関 係 東 部 ・ 西 部 C C	出 勤 ”※	休(祝日:原則として出勤) ”	12月31日～1月3日まで休暇

※ プラットホーム監視、車両誘導、受付の各担当者のみ出勤

(2) 特殊勤務手当等の状況

種類	支給を受ける者の範囲	手当等
特殊勤務手当	【高所作業手当】 職員が、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で高所作業に従事したとき	日 額 10m以上 20m未満 日額 220円 20m以上 日額 320円
	【不快作業手当】 環境部に勤務する職員が廃棄物の収集、運搬、処分作業（車両器具等の整備補修作業を含む）又はし尿浄化槽等の監視及び指導業務に直接従事したとき	月 額 6,500円 日 額 310円
	【犬猫死体収容手当】 清掃作業に従事する職員が、犬猫の死体を収容したとき	1 匹 130円
給料の調整額	イ 廃棄物減量推進課に勤務する清掃指導班の長 ロ クリーン推進課に勤務する清掃作業班の長 ハ 不適正処理事案対策室に勤務する清掃指導班の長	月 額 2,500円

※令和2年4月より西部クリーンセンターの施設運営を委託としたため、「夜間特殊業務手当」の該当業務無し。

4. 予算・決算(一般会計)

(1)歳出予算額の推移

(単位:千円)

科目	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般会計		125,310,886	120,847,637	117,728,161	121,221,314	119,443,347	121,150,901
環境部合計		13,644,644	4,384,986	4,323,579	4,323,618	4,430,641	4,454,173
内訳	環境保全費	500,900	492,154	503,763	514,765	497,173	471,685
	清掃総務費	1,185,072	1,070,803	1,022,788	1,019,170	1,011,740	1,005,537
	ごみ処理費	2,348,421	2,423,622	2,390,933	2,442,150	2,467,416	2,555,157
	し尿処理費	417,498	398,407	406,095	347,533	454,312	421,794
	ごみ処理施設建設費	9,192,753	0	0	0	0	0
	し尿処理施設建設費	0	0	0	0	0	0
一般会計に占める割合		10.89%	3.63%	3.67%	3.57%	3.71%	3.68%

(注)R6年度は当初予算額、他年度は最終予算額である。

(2)歳出決算額の推移

(単位:千円)

科目	年度	30	R1	R2	R3	R4	R5
一般会計		117,251,837	130,346,855	149,998,243	134,298,442	129,954,547	129,338,761
環境部合計		7,626,698	13,327,591	4,117,111	4,171,708	4,152,423	4,070,948
内訳	環境保全費	462,763	441,152	418,055	446,418	439,321	420,839
	清掃総務費	1,174,817	1,193,141	1,041,203	1,020,406	1,013,820	998,939
	ごみ処理費	2,859,440	2,124,457	2,292,329	2,327,316	2,334,705	2,320,406
	し尿処理費	367,493	387,970	362,611	377,568	364,577	330,764
	ごみ処理施設建設費	2,762,185	9,180,871	2,913	0	0	0
	し尿処理施設建設費	0	0	0	0	0	0
一般会計に占める割合		6.50%	10.22%	2.74%	3.11%	3.20%	3.15%
市民1人当たりの経費(円)	一般会計	469,103	527,515	614,754	557,553	546,749	551,542
	環境関係	30,513	53,937	16,874	17,319	17,470	17,360
1世帯当たりの経費(円)	一般会計	964,909	1,075,886	1,166,122	1,115,324	1,081,243	1,079,127
	環境関係	62,763	110,006	32,007	34,645	34,549	33,966
人口		249,949	247,096	243,997	240,871	237,686	234,504
世帯数		121,516	121,153	128,630	120,412	120,190	119,855

(注)R5年度は決算見込額である。

(注2)各年度の人口と世帯数は各年度末の住民基本台帳記載の数値である。

(3)歳入予算・決算額の推移

(単位:千円)

款	項	目	節	R4年度	R5年度	R6年度	
14.分担金及び負担金	1.負担金	3.衛生費負担金	3.清掃費負担金	82	83	179	
計				82	83	179	
15.使用料及び手数料	1.使用料	1.総務使用料	1.総務管理使用料	1,003	989	806	
	2.手数料	1.総務手数料	1.総務管理手数料	0	0	0	
		3.衛生手数料	2.環境衛生手数料	2.環境衛生手数料	4,124	3,674	3,805
			4.清掃手数料	4.清掃手数料	452,977	448,341	464,280
計				458,104	453,004	468,891	
16.国庫支出金	2.国庫補助金	3.衛生費補助金	2.環境衛生費補助金	31,948	27,861	93,296	
			4.清掃費補助金	3,695	15,230	25,870	
	3.委託金	3.衛生費委託金	1.環境衛生費委託金	7,378	8,227	14,560	
計				43,021	51,318	133,726	
17.県支出金	1.県負担金	3.衛生費負担金	1.環境衛生費負担金	2,013	1,953	1,678	
	2.県補助金	3.衛生費補助金	2.環境衛生費補助金	26,706	23,285	37,004	
			4.清掃費補助金	6,180	3,517	3,307	
計				34,899	28,755	41,989	
18.財産収入	1.財産運用収入	1.財産貸付収入	1.土地建物貸付収入	3,054	2,953	2,667	
	2.財産売払収入	2.物品売払収入	1.物品売払収入	0	235	30	
計				3,054	3,188	2,697	
19.寄附金	1.寄附金	5.衛生費寄附金	2.環境衛生費寄附金	0	0	0	
計				0	0	0	
20.繰入金	2.基金繰入金	8.合併市町村振興基金繰入金	1.合併市町村振興基金繰入金	0	0	0	
計				0	0	0	
22.諸収入	7.雑入	5.雑入	2.実費徴収金	67,469	65,158	68,008	
			4.雑入	272,723	255,214	283,050	
計				340,192	320,372	351,058	
23.市債	1.市債	3.衛生債	1.清掃債	0	0	600	
計				0	0	600	
合 計				879,352	856,720	999,140	

※ R4年度は決算額、5年度は決算見込み額、6年度は当初予算額

(4) 令和5年度歳出決算見込み額

(単位:千円)

節	目	環境保全費	清掃総務費	ごみ処理費	し尿処理費	ごみ処理 施設建設費	し尿処理 施設建設費	合 計
1	報酬	1,289	106	20,587	1,720	0	0	23,702
2	給料	140,256	518,918	34,061	0	0	0	693,235
3	職員手当等	77,658	263,417	26,534	852	0	0	368,461
4	共済費	46,643	175,469	2,492	378	0	0	224,982
7	報償費	15	0	15,060	0	0	0	15,075
8	旅費	1,200	106	1,013	72	0	0	2,391
9	交際費	0	0	54	0	0	0	54
10	需用費	19,539	10,096	207,972	172,288	0	0	409,895
11	役務費	2,083	1,416	23,100	1,168	0	0	27,767
12	委託料	20,741	15,620	1,929,104	136,828	0	0	2,102,293
13	使用料及び賃借料	14,847	143	4,820	14	0	0	19,824
14	工事請負費	963	13,450	36,511	4,238	0	0	55,162
15	原材料費	0	0	450	0	0	0	450
17	備品購入費	7,031	0	4,135	2,860	0	0	14,026
18	負担金補助及び交付金	88,176	190	13,503	10,337	0	0	112,206
22	償還金利子及び割引料	349	0	0	0	0	0	349
26	公課費	49	8	1,010	9	0	0	1,076
	計	420,839	998,939	2,320,406	330,764	0	0	4,070,948

前年度との比較

(単位:千円)

目	令和5年度決算見込み額	令和4年度決算額	比 較
環 境 保 全 費	420,839	439,321	▲ 18,482
清 掃 総 務 費	998,939	1,013,820	▲ 14,881
ご み 処 理 費	2,320,406	2,334,705	▲ 14,299
し 尿 処 理 費	330,764	364,577	▲ 33,813
ご み 処 理 施 設 建 設 費	0	0	0
計	4,070,948	4,152,423	▲ 81,475

(5) 令和6年度歳出予算額(4月1日現在:当初予算額)

(単位:千円)

節	目	環境保全費	清掃総務費	ごみ処理費	し尿処理費	ごみ処理 施設建設費	し尿処理 施設建設費	合 計
1	報酬	600	449	21,858	1,153	0	0	24,060
2	給料	137,117	506,194	35,656	0	0	0	678,967
3	職員手当等	83,971	262,982	33,090	1,108	0	0	381,151
4	共済費	46,723	174,086	4,591	312	0	0	225,712
7	報償費	27	0	17,000	0	0	0	17,027
8	旅費	2,238	388	1,153	112	0	0	3,891
9	交際費	0	0	105	0	0	0	105
10	需用費	21,153	11,752	199,767	217,476	0	0	450,148
11	役務費	2,460	1,532	24,267	1,131	0	0	29,390
12	委託料	20,898	15,908	2,174,186	183,927	0	0	2,394,919
13	使用料及び賃借料	15,695	158	3,182	48	0	0	19,083
14	工事請負費	1,491	31,835	10,275	7,198	0	0	50,799
15	原材料費	0	0	503	0	0	0	503
16	公有財産購入費	0	0	10,104	0	0	0	10,104
17	備品購入費	462	0	4,680	1,640	0	0	6,782
18	負担金補助及び交付金	138,432	224	13,794	7,689	0	0	160,139
22	償還金利子及び割引料	378	0	0	0	0	0	378
26	公課費	40	29	946	0	0	0	1,015
	計	471,685	1,005,537	2,555,157	421,794	0	0	4,454,173

前年度歳出当初予算額との比較

(単位:千円)

目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比 較
環 境 保 全 費	471,685	497,173	▲ 25,488
清 掃 総 務 費	1,005,537	1,011,740	▲ 6,203
ご み 処 理 費	2,555,157	2,467,416	87,741
し 尿 処 理 費	421,794	454,312	▲ 32,518
ご み 処 理 施 設 建 設 費	0	0	0
計	4,454,173	4,430,641	23,532

(6) 清掃事業における原価計算状況

部門別 / 年度		27	28	29	30	R01	R02	R03	部門別 / 年度	R04	R05暫定値		
ごみ処理 総合原価	費用(円) A	3,232,573,706	3,294,338,803	3,289,154,402	3,482,229,436	3,643,180,984	3,930,955,704	3,903,199,328	ごみ処理 総合原価	費用(円) A	3,588,501,280	3,604,109,563	
	ごみ総量(t) B	87,497	86,887	86,352	85,409	85,632	84,872	86,162		ごみ総量(t) B	81,711	79,216	
	t当たり原価(円) A/B	36,945	37,915	38,090	40,771	42,545	46,316	45,301		t当たり原価(円) A/B	43,917	45,497	
	原価の対前年度比	89.68%	102.63%	100.46%	107.04%	104.35%	108.86%	97.81%		原価の対前年度比	96.94%	103.6%	
ごみの 部門別原価	収集・運搬	費用(円) A	645,379,192	642,491,438	653,329,597	663,817,909	685,749,837	792,087,977	790,537,739	収集・運搬	費用(円) A	992,784,083	992,334,274
		ごみ総量(t) B	39,599	38,376	38,208	37,684	37,609	38,129	36,863		ごみ総量(t) B	35,896	34,399
		t当たり原価(円) A/B	16,298	16,742	17,099	17,615	18,234	20,774	21,445		t当たり原価(円) A/B	27,657	28,848
		原価の対前年度比	105.20%	102.73%	102.13%	103.02%	105.93%	113.93%	103.23%		原価の対前年度比	128.97%	104.3%
	焼却	費用(円) A	1,747,819,855	1,822,013,102	1,848,405,952	1,992,877,590	2,066,286,990	2,157,264,325	2,112,654,530	中間処理 (旧基準焼却+ リサイクル)	費用(円) A	2,324,225,209	2,317,763,205
		ごみ総量(t) B	81,043	81,098	79,929	81,032	78,575	78,467	78,352		ごみ総量(t) B	80,931	78,089
		t当たり原価(円) A/B	21,567	22,467	23,126	24,594	26,297	27,493	26,964		t当たり原価(円) A/B	28,719	29,681
		原価の対前年度比	90.32%	104.17%	102.93%	106.35%	106.12%	104.55%	98.08%		原価の対前年度比	106.51%	103.3%
	埋立	費用(円) A	305,273,029	291,461,855	270,316,278	289,062,906	280,444,245	296,604,033	300,037,132	最終処分 (旧基準埋立)	費用(円) A	271,491,988	294,012,083
		ごみ総量(t) B	4,273	4,133	8,245	6,203	3,842	4,679	3,992		ごみ総量(t) B	4,840	4,317
		t当たり原価(円) A/B	71,442	70,521	32,785	46,601	72,994	63,390	75,160		t当たり原価(円) A/B	56,093	68,106
		原価の対前年度比	56.75%	98.71%	46.49%	142.14%	156.56%	86.84%	118.57%		原価の対前年度比	74.63%	121.4%
破砕	費用(円) A	47,191,844	59,926,600	63,294,268	74,714,986	61,253,827	-	-	破砕	費用(円) A	-	-	
	ごみ総量(t) B	3,751	4,315	4,362	4,685	4,603	-	-		ごみ総量(t) B	-	-	
	t当たり原価(円) A/B	12,581	13,888	14,510	15,948	13,307	-	-		t当たり原価(円) A/B	-	-	
	原価の対前年度比	74.96%	110.39%	104.48%	109.91%	83.44%	-	-		原価の対前年度比	-	-	
資源化施設	費用(円) A	99,517,387	90,297,085	62,777,775	75,793,813	156,213,545	-	-	資源化施設	費用(円) A	-	-	
	ごみ総量(t) B	4,129	3,696	3,515	3,429	3,490	-	-		ごみ総量(t) B	-	-	
	t当たり原価(円) A/B	24,102	24,431	17,860	22,104	44,760	-	-		t当たり原価(円) A/B	-	-	
	原価の対前年度比	127.33%	101.36%	73.10%	123.76%	202.64%	-	-		原価の対前年度比	-	-	
リサイクル (破砕・資源化)	費用(円) A	-	-	-	-	-	324,841,922	317,494,923	リサイクル (破砕・資源化)	費用(円) A	-	-	
	ごみ総量(t) B	-	-	-	-	-	7,763	7,147		ごみ総量(t) B	-	-	
	t当たり原価(円) A/B	-	-	-	-	-	41,845	44,424		t当たり原価(円) A/B	-	-	
	原価の対前年度比	-	-	-	-	-	-	106.16%		原価の対前年度比	-	-	
ごみ減量 リサイクル 指導部門	費用(円) A	387,392,399	388,148,723	391,030,532	385,962,232	393,232,540	360,157,447	382,475,004	ごみ減量 リサイクル 指導部門	費用(円) A	行政コスト計算書 へ計上	行政コスト計算書 へ計上	
し尿処理施設	費用(円) A	501,344,030	451,461,689	462,798,228	493,115,712	506,149,304	506,465,333	488,297,704	し尿処理施設	費用(円) A	534,022,029	511,795,712	
	し尿処理量(kl) B	127,946	128,074	122,968	122,232	119,364	118,829	116,093		し尿処理量(kl) B	113,788	112,373	
	kl当たり原価(円) A/B	3,918	3,525	3,764	4,034	4,240	4,262	4,206		kl当たり原価(円) A/B	4,693	4,554	
	原価の対前年度比	104.40%	89.96%	106.77%	107.19%	105.11%	100.51%	98.69%		原価の対前年度比	111.58%	97.0%	

○清掃事業における原価算出方法の変更(令和4年度実績分から)

これまで全国都市清掃会議から示された「廃棄物処理事業原価計算の手引き(1979年)」に基づき、原価計算を行っていましたが、環境省から全国統一基準での一般廃棄物会計基準(環境省:2021年5月改定)に基づく集計方法が示されたことに伴い、令和4年度実績分から計算方法の変更を行いました。

なお、旧原価計算方法は、年度内決算データで算出・翌年度に公表としておりましたが、新原価計算では、対象年度の翌年度にしか確定しない決算費目があるため、原価の確定・公表が対象年度の翌年度となります。したがって、本ページ掲載のR05原価は、暫定値となります。※令和7年6月頃に確定値の公表を予定しています。

5. 佐世保市環境政策審議会

環境基本法第44条に規定する「市町村環境審議会」及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7に規定する「廃棄物減量等推進審議会」に当たるもので、佐世保市環境基本条例第20条を根拠として「佐世保市環境政策審議会」を設置した。

この審議会において、環境教育に関する事項、環境の保全に関する事項、清掃事業並びに廃棄物処理に関する事項などを調査審議する。

なお、令和5年3月の佐世保市環境基本計画中間見直しに際し、環境教育の一体的な推進を図るため、佐世保市環境教育等推進行動計画を統合。これにより、佐世保市環境教育等推進行動計画の審議機関である佐世保市環境教育等推進協議会と佐世保市環境政策審議会について一本化を図った。

○所掌事務

- ・環境基本計画に関すること
- ・良好な環境の保全等に関する基本的事項
- ・清掃事業運営並びに一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項
- ・環境教育及び環境学習の推進に関する基本的事項
- ・その他市長が必要と認める重要事項に関すること

○委員構成

- ・学識経験を有する者
- ・関係団体の代表者
- ・その他市長が必要と認める者

○委嘱期間

2年間

<委員名簿>

委員構成（22名）（令和6年7月12日現在）

（敬称略）

区 分	委 員 名	役 職 名
学識経験を有する者	菊池英弘	長崎大学環境科学部 教授
	出口雄也	長崎国際大学薬学部 准教授
	森山幸祐	佐世保工業高等専門学校物質工学科 講師
	芳賀普隆	長崎県立大学地域創造学部実践経済学科 准教授
関係団体の代表者	赤星秀典	連合長崎佐世保地域協議会 副議長
	大谷拓也	ふるさと自然の会 委員
	村島弘二郎	西部ガス佐世保株式会社 代表取締役社長
	溝口悦雄	佐世保市水産振興協議会 会長
	森博幸	佐世保商工会議所 総務部長
	山田喜稔	江上地区自治協議会 副会長
	松本直樹	九州電力株式会社佐世保営業センター 副センター長
	西澤正隆	ボランティアグループ九十九島の会 会員
赤木行秀	佐世保市農業委員会 会長	

	山 口 佳 太	佐世保市保健環境連合会 副会長
	松 本 大 祐	佐世保警察署 生活安全課長
	江 頭 敏	日野中学校長
	春 田 優 洋	小佐世保小学校長
	山 口 進太郎	藤原幼稚園長
	古 川 昌 史	くりのみ学園 主事
その他市長が必要 と認めるもの	永 松 市 子	宇久地域
	兵 動 政 代	公募委員
	中 島 憲一郎	公募委員

※令和5年度在籍の退任委員（令和6年度途中での退任委員を含む）（敬称略）

区 分	委 員 名	役 職 名	退任理由
関係団体の代表 者	堤 有 弘	連合長崎佐世保地域協議会 副議長	人事異動
	江 頭 賢 次	佐世保警察署 生活安全課長	人事異動
	稲 葉 裕 美	春日小学校長	人事異動
	井 上 貴 之	九州電力株式会社佐世保営業センター 副センター長	人事異動

○令和5年度における開催状況

環境政策審議会（第1回）令和6年1月31日開催

会長・副会長選出、環境政策審議会への諮問について、諮問案件および、環境部の主な取組についての説明・報告、部会の設置について

環境基本計画部会・環境教育等推進部会（第1回）令和6年3月21日開催

部会長・副部会長選出、部会の役割及び今後のスケジュールについて、佐世保市環境基本計画について、本市の環境教育の取組について

佐世保市

6 関係施設

(1) 環境関係施設所在地



(2) 環境センター

所在地	佐世保市稲荷町1番8号																								
敷地面積	5071.08 m ²																								
構造	① 管理棟 : 鉄筋コンクリート造3階建 延べ 2,457 m ² ② 車庫棟 : 鉄筋平屋建 延べ 2,546 m ²																								
着工年月日	昭和51年12月27日																								
竣工年月日	昭和53年 2月27日																								
利用人員	<p>131人</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">部長</td> <td style="border: none;">1人</td> <td style="border: none;">環境政策課</td> <td style="border: none;">15人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">副部長</td> <td style="border: none;">1人</td> <td style="border: none;">環境保全課</td> <td style="border: none;">12人</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">次長</td> <td style="border: none;">2人</td> <td style="border: none;">廃棄物減量推進課</td> <td style="border: none;">37人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: none;">廃棄物指導課</td> <td style="border: none;">15人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: none;">クリーン推進課</td> <td style="border: none;">38人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: none;">施設課</td> <td style="border: none;">10人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※ 令和6年5月1日 現在</p>	部長	1人	環境政策課	15人	副部長	1人	環境保全課	12人	次長	2人	廃棄物減量推進課	37人			廃棄物指導課	15人			クリーン推進課	38人			施設課	10人
部長	1人	環境政策課	15人																						
副部長	1人	環境保全課	12人																						
次長	2人	廃棄物減量推進課	37人																						
		廃棄物指導課	15人																						
		クリーン推進課	38人																						
		施設課	10人																						
建設費	<table style="border: none;"> <tr> <td>管理棟・車庫棟建築工事</td> <td>311,845 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>35,940 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>52,900 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>2,950 千円</td> <td>計 403,635 千円</td> </tr> </table>	管理棟・車庫棟建築工事	311,845 千円		電気工事	35,940 千円		管工事	52,900 千円		植栽工事	2,950 千円	計 403,635 千円												
管理棟・車庫棟建築工事	311,845 千円																								
電気工事	35,940 千円																								
管工事	52,900 千円																								
植栽工事	2,950 千円	計 403,635 千円																							

(3) 廃棄物処理関係施設

① ごみ処理施設

施設名		東部クリーンセンター		西部クリーンセンター	
所在地		佐世保市大塔町1036番地 1		佐世保市下本山町2番地 1	
処理能力		100t/24H × 2基	基幹的設備改良工事	55t/24H × 2基	
型式		連続燃焼炉		連続燃焼炉	
着工年月日		平成 9年10月 2日	平成27年 9月30日	平成28年12月22日	
竣工年月日		平成13年 1月 9日	平成31年 3月19日	令和 2年 3月27日	
施工業者		川崎重工業(株)		J F Eエンジニアリング(株)九州支店	
敷地面積		29,420㎡	—————	約23,300㎡	
建設費		10,611,611 千円	2,118,366 千円	13,409,772 千円	
発電能力		1,990キロワット	2,085キロワット	2,420キロワット	
破砕設備能力				14 t /5 h	
缶類圧縮選別能力				1 t /5 h	
ペットボトル圧縮梱包能力				2 t /5 h	
施設の内容		工場棟、管理棟、計量棟、車庫棟		工場棟、受付棟、計量棟、ストックヤード棟（資源物置場）	
工事費内訳	本体工事費	9,660,000 千円	2,087,640 千円	12,376,800 千円	
	附帯工事費	747,647 千円	————— 千円	759,379 千円	
	用地買収費	————— 千円	————— 千円	————— 千円	
	事務費	82,110 千円	20,412 千円	252,590 千円	
	その他関連	121,854 千円	10,314 千円	21,003 千円	
財源内訳	国庫補助金	949,761 千円	676,902 千円	4,645,921 千円	
	起債	9,003,400 千円	1,262,300 千円	8,181,000 千円	
	一般財源	658,450 千円	179,164 千円	582,851 千円	

② 積替保管施設

施設名		宇久ストックヤード	
所在地		佐世保市宇久町平5272番4外	
施設内容		ストックヤード棟、車庫棟	
着工年月日		令和元年5月23日	
竣工年月日		令和 2年8月11日	
施工業者		(株)友建設（建築）、(株)大和エンジニアリングサービス（電気設備）、岩崎断熱(株)（機械設備）、(株)細川建設（外構）	
敷地面積		約3,100㎡	
建設費		208,177 千円	
工事費内訳	本体工事費	169,616 千円	
	附帯工事費	22,672 千円	
	事務費	13,815 千円	
	その他関連	2,074 千円	
財源内訳	国庫補助金	16,625 千円	
	起債	146,700 千円	
	一般財源	44,852 千円	

③ 最終処分場関係施設

施設名		佐世保市一般廃棄物最終処分場	同左浸出水処理施設
所在地	佐世保市下本山町2番7外	佐世保市下本山町29番4外	
処理能力	275,000 m ³ (埋立容量)	200 m ³ /24H	
型式	管理型	カルシウム除去、生物処理、高度処理、脱塩処理	
着工年月日	平成11年9月30日	平成12年7月5日	
竣工年月日	平成14年8月19日	平成14年9月17日	
施工業者	(株)西海建設ほかJV、(株)大林組ほかJV、まとしま工業(株)	月島機械(株)	
敷地面積	24,000 m ²	3,407 m ²	
建設費	3,374,335 千円	2,123,928 千円	
工事費内訳	本体工事費	2,656,228 千円	2,089,278 千円
	附帯工事費	—— 千円	—— 千円
	用地買収費	613,173 千円	—— 千円
	補償費	—— 千円	—— 千円
	事務費	21,696 千円	—— 千円
	その他関連	83,238 千円	34,650 千円
財源内訳	国庫補助金	523,863 千円	195,437 千円
	起債	2,605,705 千円	1,923,487 千円
	一般財源	244,767 千円	5,004 千円

施設名		宇久一般廃棄物最終処分場	同左浸出水処理施設
所在地	宇久町平5262番地外	宇久町平5262番地外	
処理能力	9,000m ³ (埋立容量)	20m ³ /24H	
型式	管理型	カルシウム除去、生物処理、高度処理	
着工年月日	平成13年3月30日		
竣工年月日	平成14年3月29日		
施工業者		アタカ工業(株)	
敷地面積		21,000 m ²	
建設費		628,399 千円	
工事費内訳	本体工事費	524,281 千円	
	附帯工事費	63,719 千円	
	用地買収費	21,322 千円	
	事務費	4,536 千円	
	その他関連	14,541 千円	
	財源内訳	国庫補助金	152,898 千円
	起債	464,000 千円	
	一般財源	11,501 千円	

(4) し尿処理施設

施設名		クリーンピュアとどろき	宇久衛生センター
所在地		佐世保市天神町1631番地11	宇久町大久保 923 番地
処理能力		260 kℓ/24H	8 kℓ/24H
型式		高負荷脱窒素処理方式 +下水道放流	膜分離高負荷生物脱窒素 処理方式+高度処理
着工年月日		平成14年9月30日	平成10年6月22日
竣工年月日		平成18年3月15日	平成11年12月15日
施工業者		株荏原製作所	三井鉱山(株)
敷地面積		8,052 m ²	4,637 m ²
建設事業費		4,727,748 千円	675,619 千円
工事費内訳	本体工事費	3,500,070 千円	611,352 千円
	附帯工事費	978,180 千円	43,815 千円
	事務費	249,498 千円	20,452 千円
財源内訳	国庫補助金	1,734,751 千円	255,237 千円
	起債	2,665,800 千円	395,600 千円
	一般財源	327,197 千円	24,782 千円

(5) 余熱利用施設

施設名		エコスパ佐世保
所在地		佐世保市大塔町1036番地1
施設内容		25m温泉プール、小プール、ジャグジー、浴室、露天風呂、サウナ 多目的風呂、トレーニングルーム
着工年月日		平成15年9月26日
竣工年月日		平成16年10月25日
施工業者		誠伸建設・若狭建設共同企業体、親和電機(株) 株水栄管工社、双峰設備(株)
敷地面積		10,124 m ²
建設費		1,149,324 千円
工事費内訳	本体工事費	725,347 千円
	事務費	4,856 千円
	用地取得費	124,586 千円
	その他関連	294,535 千円
財源内訳	起債	845,700 千円
	負担金	3,000 千円
	一般財源	300,624 千円

(6) 公衆便所

(令和6年4月1日現在)

	名 称	所在地	建設年	面積(m ²)	構 造	処理方式
1	柚木	柚木町	H24	10.88	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
2	城山	城山町	H05	12.06	煉瓦造	水洗(下水道)
3	戸尾	戸尾町	S32 (H24改修)	23.67	鉄筋コンクリート造	水洗(下水道)
4	J R 佐世保駅高架下	三浦町	H14 (H22改修)	62.30	鉄骨造	水洗(下水道)
5	五蔵の里	吉井町乙石尾	H11	16.30	木造	簡易水洗
6	西町	世知原町栗迎	S62	11.50	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
7	ポケットパーク	世知原町栗迎	H09	42.00	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
8	神崎入口バス停横	小佐々町矢岳	H08	13.25	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
9	西川内バス停	小佐々町西川内	H08	13.25	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
10	田原バス停	小佐々町田原	H26	13.25	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
11	港町(臼ノ浦バス停)	小佐々町黒石	H09	10.54	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
12	横浦	小佐々町臼ノ浦	H09	9.18	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
13	楠泊バス停	小佐々町楠泊	H14	38.00	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
14	楠泊地区(漁協前)	小佐々町楠泊	H16	33.00	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
15	西川内塩釜	小佐々町西川内	H09	13.30	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
16	平原	小佐々町平原	H17	7.25	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
17	小佐々支所前バス停	小佐々町西川内	H12	44.37	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
18	東江迎	江迎町長坂	H26	25.05	木造	水洗(下水道)
19	歌ヶ浦公民館横	鹿町町歌ヶ浦	H01	19.04	鉄筋コンクリート造	簡易水洗
20	鹿町支所前	鹿町町歌ヶ浦	S57 (H25改修)	30.50	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)
21	長串地区	鹿町町長串	H13	22.00	鉄筋コンクリート造	水洗(浄化槽)

(7)車両の状況

令和6年4月1日現在

所属先 車種・用途	環境政策課	環境保課	廃棄物指導課	不適正処理事業対策室	廃棄物減量推進課		クリーン推進課	施設	合計					
					減量リサイクル係	指導啓発係			西部クリーンセンター	東部クリーンセンター	クリーンピュアとどろき	宇久環境センター		
普通車 (事務連絡)	1								1				2	
普通車 (放射能調査)		1											1	
普通車 (車両整備)							1						1	
電気自動車 (地球温暖化防止啓発車)	1	2											3	
電気自動車(ミニカー) (事務連絡)	1												1	
軽自動車 (事務連絡)					1	1		2	1	1	1	1	8	
軽自動車 (ごみ指導)				5		26	3			1		1	36	
軽自動車 (環境パトロール)		1	1										2	
軽自動車 (現地調査)			1										1	
小型貨物 (ごみ指導)						1							1	
パッカー車(Wキャブ) (収集車)							5						5	
パッカー車(Sキャブ) (収集車)							11		1				12	
深ボディダンプ							1						1	
深ボディダンプ (灰出し)									2				2	
Wキャブダンプ (環境パトロール)							1		1				2	
軽ダンプ (収集車)							6						6	
ホイローダー (埋立地整地)									1				1	
タイヤショベル (埋立地整地)									1				1	
フォークリフト (資源物積み降し、資材運搬)									2	2		1	5	
バイク (地元連絡)									2	1			3	
パッカー車(Sキャブ) (航送車)												2	2	
ウイング車 (航送車)												1	1	
合計	3	0	4	2	5	1	28	28	2	12	5	1	6	97

※西部クリーンセンターの車両のうち事務連絡用(普通車、軽自動車)以外は場内専用車両

第2章 廃棄物処理

1. ごみ処理の概況

(1) ごみ処理の推進

本市は「佐世保市一般廃棄物処理計画」に基づき、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進を図っている。

近年の施設の整備においては、平成27～30年度に「東部クリーンセンター基幹的設備改良事業」、平成28～令和元年度には「西部クリーンセンター建替事業」を行っている。

また、多様化するごみの排出量増大と減量リサイクル及び適正処理に対処するため、平成5年4月から始めた5分別（可燃・不燃・廃乾電池・粗大ごみ・資源物）収集は、現在4種15分別となっている。

さらに、ごみの減量化・資源化の取り組みを促進するため、平成15年10月からは「粗大ごみ戸別有料収集制度」、平成17年1月からは「家庭ごみの2段階有料化制度」を開始し、平成21年1月に制度を一部見直した。この他、「資源集団回収実施団体への報奨制度・回収業組合への助成制度」、「クリーン推進委員制度」、「ごみステーション整備補助金交付制度」、事業系ごみ減量化・資源化対策として、処理施設での「展開検査の強化」などの施策を展開している。また、今後ごみの減量化・資源化に関する啓発を推進し、ごみ処理のあり方について研究を行い事業の円滑な運営を推進していく。

また、合併した旧町地域のうち、旧宇久町を除く5町については、当初から旧佐世保市と同じ制度を実施しているものの、旧宇久町地域に限っては、離島という地域要因から、当分の間は従前と同じ制度を維持するという1市2制度の体制を執っていたが、令和2年4月より宇久町の編入に伴う経過措置を改正し、全市統一した制度を実施している。

(2) 収集運搬等の状況

①家庭系一般ごみの収集・運搬

収集区分 地区	燃やせるごみ			燃やせないごみ			資源物 ※2			粗大ごみ※3		
	体制	頻度	方法	体制	頻度	方法	体制	頻度	方法	体制	頻度	方法
東部地区	委 託	週 2 回	ステーション 排出方式	委 託	月 1 回	ステーション 排出方式	委 託	月	ステーション 排出方式	委 託	随 時	戸 別 収 集
中部地区 ※1								2				
西部地区								回				
北部地区								月				
黒島・高島地区								1				
宇久地区	回											

※1 一部引き出し収集地区において、直営で収集を行っている。

※2 平成9年7月からペットボトルを、平成12年10月から蛍光管・鏡及び体温計（平成20年4月から廃蛍光管・水銀体温計）を、平成15年1月から乾電池、OA用紙を、平成31年4月から小型家電をそれぞれ、資源物収集に変更した。

※3 粗大ごみは、ごみステーションへ排出できないこととしたが、処理施設へ直接持ち込むことは可能であり、家庭からのその他の持ち込みごみと同様に、50kgまでは450円、50kg超は10kgごとに90円を加算する方式で受け入れている。

<粗大ごみ>

家庭から排出されるもので、指定ごみ袋（大：45リットル：幅65cm×長さ80cm）に入らず、かつ60kgを超えない物。一度に依頼できる数量は5個まで。

○戸別訪問有料収集する目的

- (1) 高齢者や単身世帯の人など、粗大ごみを出すことが困難な人に対する対応
- (2) 地域環境への配慮（ごみステーション周辺の美化や交通障害の改善）
- (3) 排出量に応じた公平な負担
- (4) 排出抑制や物を大切に使うといった意識の向上等

○粗大ごみの出し方（電話とインターネットでの申し込みの二つの方法がある。）

1. 申し込み

「電話」 粗大ごみ受付センター TEL：0956-46-5300
宇久ストックヤード（宇久地区）TEL：0959-57-3238
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00
※宇久は12：00～13：00を除く

- ・収集希望日の予約は1ヶ月前から3日前まで

「インターネット」 スマートフォンやパソコンから24時間申し込みができる。

佐世保市ホームページ →くらし→ごみ・リサイクル →ごみの出し方
→粗大ごみ戸別有料収集制度 →粗大ごみ収集予約システム

- ・収集希望日の予約は1ヶ月前から10日前まで
- ・収集日は指定できるが、時間の指定はできない。

※収集日：水曜日以外の毎日（年末年始など市が指定する休日を除く）

※屋外収集が原則であるが、粗大ごみを自分で屋外へ排出することが困難な状況で、他の方の協力が得られない場合は、受付時に希望すると、屋内収集することができる。



2 市に登録しているスーパー・コンビニ等で「粗大ごみ処理券（520円券）」を購入（520円の品目は1枚、1,040円の品目は2枚、1,560円の品目は3枚を購入）

屋内収集を予約した方は、品目とは別に収集回数1回につき1枚が必要。

また、近所に販売店がない場合や、販売店に買いに行くことができない場合等で、在宅者に限り、収集時に収集業者から処理券を直接購入することができる。



3 収集当日の8時30分までに「粗大ごみ処理券」を粗大ごみに貼って、家の玄関前に排出。なお、屋内収集、オートロックマンション等の場合は立会いが必要。

② 事業系一般廃棄物の収集・運搬

平成15年1月から、事業活動に伴って排出されるごみ（事業系廃棄物）は全て排出者処理の原則に基づき、排出者自らが自己処理（自ら搬入）を行うか許可業者へ委託処理を行うこととした。

参考資料:収集体制

令和6年3月31日現在

収集区分 地区名	燃やせるごみ		燃やせないごみ		資源物		粗大ごみ	
	収集体制	連絡先	収集体制	連絡先	収集体制	連絡先	収集体制	連絡先
東部地区 1	(有)エム・イー・シー	TEL31-2854 天神町1746	佐世保清掃(株)	TEL24-5059 島地町11-25	(株)県北衛生社	TEL31-4277 干尽町3-47	(有)環境サービス	TEL33-0884 白岳町1541
東部地区 2	(有)環境サービス	TEL33-0884 白岳町1541						
中部引出し地区	市直営	クリーン推進課						
中部地区 1	(有)オレンジ社	TEL34-5878 白岳町94-5			(株)佐世保清掃(株)	TEL24-5059 島地町11-25		
中部地区 2	(有)壹良産業	TEL58-4433 江上町4699						
西部地区 1	(株)丸昌産業	TEL49-7522 矢峰町480-1			(株)県北衛生社	TEL31-4277 干尽町3-47		
西部地区 2	(株)サンビッグ	TEL26-1733 大野町86-1						
黒島・高島	佐世保清掃(株)	TEL24-5059 島地町11-25	佐世保清掃(株)	TEL24-5059 島地町11-25	佐世保清掃(株)	TEL24-5059 島地町11-25		
北部地区 1	(有)豊山	TEL64-3539 吉井町乙石尾432-1	(有)豊山	TEL64-3539 吉井町乙石尾 432-1	(有)豊山	TEL64-3539 吉井町乙石尾 432-1		
北部地区 2	三山商店(同)	TEL77-4178 鹿町町下歌ヶ浦793-127	三山商店(同)	TEL77-4178 鹿町町下歌ヶ 浦793-127	三山商店(同)	TEL77-4178 鹿町町下歌ヶ 浦793-127		
宇久地区	(株)エコショウ	TEL0959-57-3238 宇久ストックヤード	(株)エコショウ	TEL0959-57-3238 宇久ストックヤード	(株)エコショウ	TEL0959-57-3238 宇久ストックヤード	(株)エコショウ	TEL0959-57-3238 宇久ストックヤード

(3) 処分状況

① 燃やせるごみの処分

燃やせるごみは、収集した地区により、東部クリーンセンター（処理能力 200t/24h）又は西部クリーンセンター（処理能力110t/24h）に、それぞれ搬入し焼却処分している。また、事業者や市民による直接搬入及び許可業者収集による一般廃棄物も同様に処分している。

各クリーンセンターで発生する焼却灰のうち、主灰は、平成31年度より県外の民間処理施設へ運搬し、セメント原料化を行うことで、処分場の延命化を図っている。飛灰は、重金属固定剤（キレート剤）と混錬処理後、佐世保市一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行っている。

② 燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物の処分

燃やせないごみは、西部クリーンセンターのマテリアルリサイクル推進施設にある破砕機で破砕処理し、鉄・アルミ類は磁力選別機等で回収した後、売却している。また、破砕不燃物は最終処分場で埋立処分し、破砕可燃物は焼却処分している。

粗大ごみは西部クリーンセンターの粗大ごみ切断機で切断後、焼却処分している。スプリングマットについては、手作業で、可燃・金属類に解体・選別を行い処分している。

資源物は、各クリーンセンターのストックヤード棟に保管（東部は紙類・小型家電のみ）し、有償又は逆有償で再生業者に引き取ってもらい資源化を行っている。かん類は、選別機でアルミ缶とスチール缶に分け、プレス処理し売却している。ペットボトルは、手選別で不純物を除去し、プレスしてベール（PETボトル分別基準適合物）化を行い、全体量の50%を（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡して、リサイクル処理を行っている。また、残り50%はリサイクル民間事業者へ引き渡し、水平リサイクル（ボトルtoボトル）を行い、脱炭素社会や持続可能な循環型社会の形成に寄与している。

（※水平リサイクル（ボトルtoボトル）とは、使用済みペットボトルを新しいペットボトルとして再生させるものである。食品トレーや衣料品など数回のリサイクル後、焼却される場合とは異なり、何度も同じ製品に作り直すことができ、資源を長い間循環させるリサイクルである。また、使用済み製品を原料として使用しているため、新たに化石由来の原料を使用する場合と比べて、二酸化炭素排出量の削減効果がある。）

③ 宇久地区

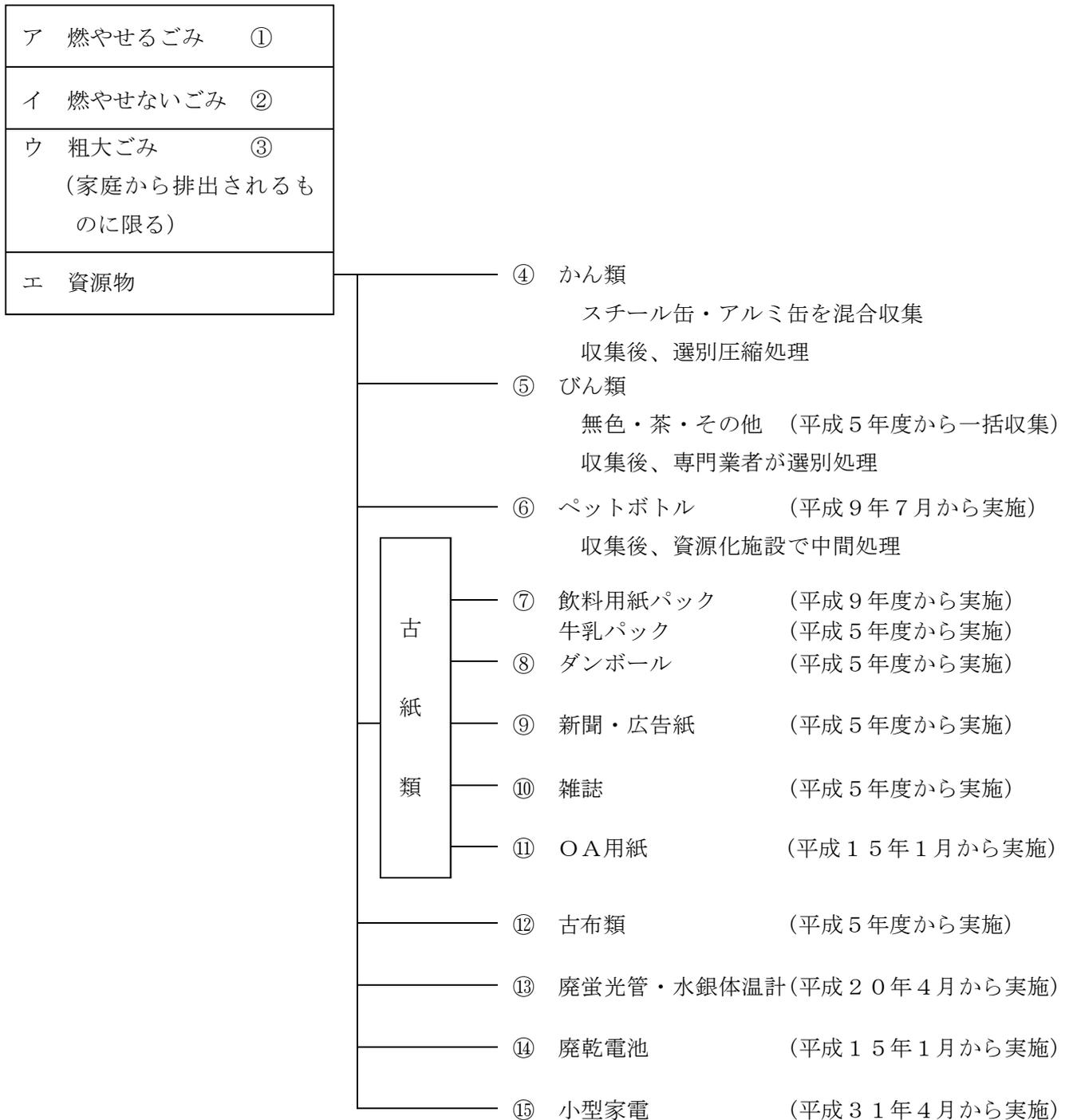
宇久地区から収集及び搬入されたごみは、一旦宇久ストックヤードに集積し、燃やせるごみは東部クリーンセンターへ、燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物は西部クリーンセンターへ、それぞれ航送用車両にて運搬し、処分を行っている。

(4) 分別状況

① 家庭系ごみ

本市の家庭系ごみの分別収集については、次の4種15分別としている。

4種(ア～エ) 15分別(①～⑮)



② 事業系ごみ

事業系ごみは、許可業者に処理を委託するもしくは自己処理とし、事業所から排出されるごみは、一般廃棄物、産業廃棄物、資源物に分別し、それぞれについての適正処理を推進し、事業系ごみの減量化・資源化の促進を図っている。

事業系一般廃棄物を事業者が自己処理する場合、市のごみ処理施設に直接搬入した場合の手数料は、平成21年度からごみ重量50kgまでは450円、50kg超は10kgごとに90円を加算する方式としている。

2. ごみ処理統計

※ ごみ処理統計で用いる用語の定義は以下のとおり

- ・総排出量 = ごみ排出量+民間リサイクル量
- ・ごみ排出量 = ごみ搬入量+資源集団回収量+資源臨時回収量
- ・ごみ搬入量 = ごみ収集量+直接搬入量
- ・ごみ収集量 = 家庭から収集される燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物の量
- ・一般持込 = 家庭から廃棄物処理施設に直接持込まれるごみ及び事業者が排出するごみを合わせた量

※ 合併町分の取扱いについて(含む⇒○)

年度	吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町
～16						
17	○	○				
18～21	○	○	○	○		
22～	○	○	○	○	○	○

(1)収集世帯と収集人口

年度	全市	
	世帯数	人口
24	120,080	261,775
25	120,514	260,084
26	120,738	258,132
27	121,223	256,504
28	121,231	254,180
29	121,440	252,463
30	121,516	249,949
01	121,153	247,096
02	128,630	243,997
03	120,412	240,871
04	120,190	237,686
05	119,855	234,504

※ 各年度末の数字を計上

(2)ごみ排出量等状況

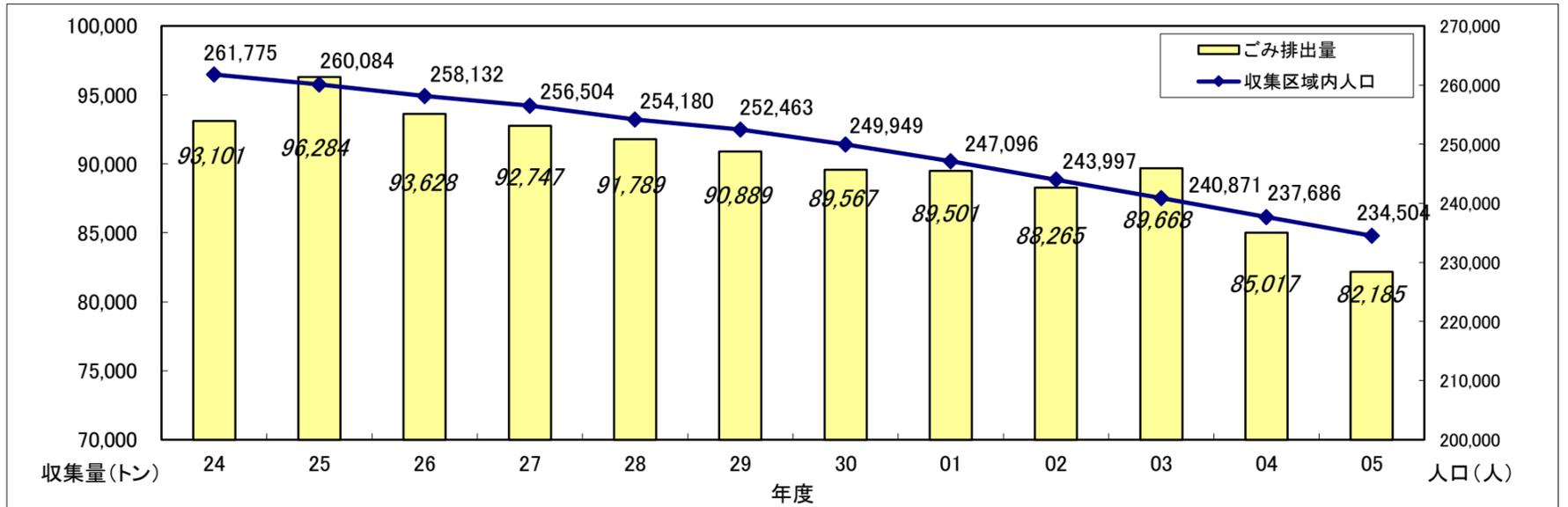
年度	ごみ搬入量 ①	資源集団回収量 ②-1	資源臨時回収量 ②-2	小計 (①+②)	民間リサイクル量 ③	合計 (①+②+③)
25	90,441	5,843		96,284	20,585	116,869
26	88,070	5,558		93,628	28,987	122,615
27	87,497	5,249	1	92,747	24,728	117,475
28	86,887	4,902	0	91,789	24,087	115,876
29	86,352	4,536	1	90,889	22,640	113,529
30	85,409	4,157	1	89,567	21,731	111,298
01	85,632	3,869		89,501	15,580	105,081
02	84,872	3,393		88,265	19,500	107,765
03	86,162	3,506		89,668	18,691	108,359
04	81,711	3,306		85,017	18,103	103,120
05	79,216	2,969		82,185	15,794	97,979

※ 小計(①+②)=ごみ排出量
合計(①+②+③)=総排出量
※「資源臨時回収量」は小型家電リサイクルに係るもの。

※ ごみ搬入量①には行政代執行分及び災害ごみ受入分を含む

年度	行政代執行分	年度	災害ごみ受入分
24	27	28(熊本地震)	265
25	2,448	01(8月豪雨(武雄市))	144
		03(大村市火災)	3,494

(3)収集人口とごみ排出量の推移



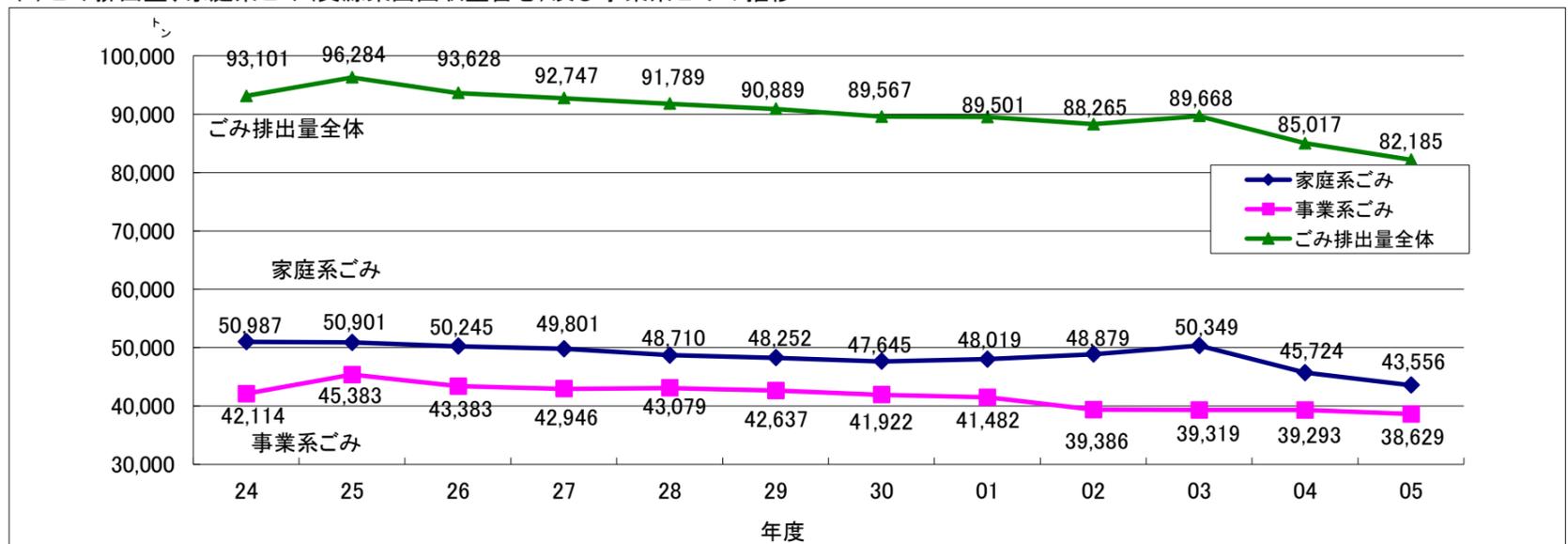
(4)ごみ搬入量内訳状況

年度	燃やせるごみ				燃やせないごみ			粗大ごみ ③	資源物 ④	合計 ①+②+③+④
	市収集		一般持込	小計 ①	市収集	一般持込	小計 ②			
	毎日	週2回 (うち委託収集)								
24		36,463 (*33,573)	261	41,665	1,095	2,789	3,884	205	4,504	86,982
25		36,335 (*33,560)	303	45,121	1,110	2,813	3,923	228	4,531	90,441
26		36,081 (*33,331)	317	43,155	1,067	2,936	4,003	192	4,322	88,070
27		35,927 (*33,210)	286	42,752	1,085	2,931	4,016	184	4,332	87,497
28		34,713 (*32,107)	323	43,106	1,074	3,414	4,488	174	4,083	86,887
29		34,583 (*32,073)	312	42,779	1,056	3,537	4,593	213	3,872	86,352
30		34,123 (*31,672)	253	42,339	1,100	3,788	4,888	234	3,572	85,409
01		34,058 (*31,643)	231	42,764	1,070	3,661	4,731	243	3,605	85,632
02		33,985 (*31,605)	300	42,260	1,250	3,164	4,414	280	3,633	84,872
03		33,001 (*30,741)	355	45,214	1,116	2,950	4,066	290	3,236	86,162
04		32,333 (*30,135)	209	41,435	1,057	3,318	4,375	288	3,071	81,711
05		31,050 (*28,985)	190	41,041	974	2,786	3,760	291	2,884	79,216

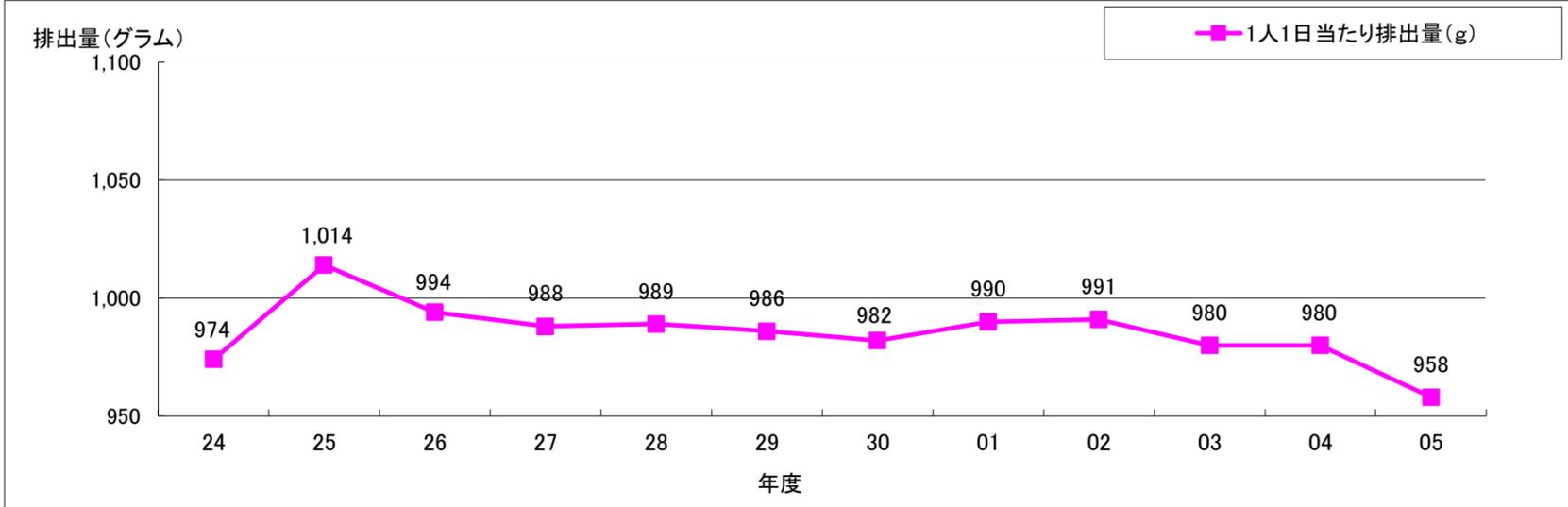
(注1) *印は収集車両が横付けできない地区を除いた委託収集量

(注2)「燃やせるごみ」は平成18年10月から週2回に統合

(5)ごみ排出量、家庭系ごみ(資源集団回収量含む)及び事業系ごみの推移



(6) 1人1日あたりのごみ排出量の推移



※令和3年度は大村市火災によるごみの受入分を含まない。
(単位: トン)

(7) 施設別ごみ処理状況

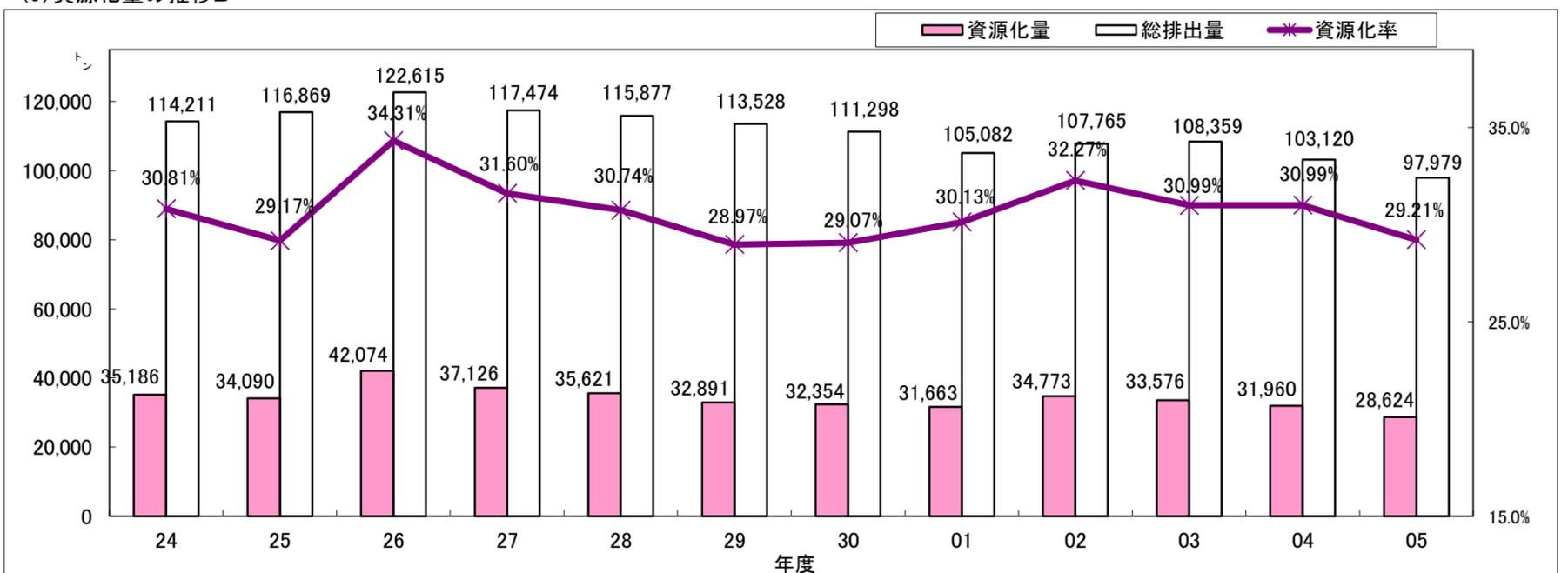
年度	東部クリーンセンター				西部クリーンセンター				宇久清掃センター				資源物回収 (破碎分)
	焼却	埋立		小計	焼却	埋立		小計	焼却	埋立		小計	
		不燃残渣等	可燃残渣			不燃残渣等	可燃残渣			不燃残渣等	可燃残渣		
24	46,248	0	1,617	1,617	33,410	375	1,345	1,720	912	40	137	177	752
25	48,300	0	1,968	1,968	34,397	293	1,342	1,635	805	39	121	160	781
26	46,712	0	1,797	1,797	33,937	323	1,328	1,651	998	30	125	155	762
27	44,818	0	1,548	1,548	35,217	317	1,396	1,713	1,008	35	138	173	756
28	43,219	0	1,455	1,455	37,044	267	1,347	1,614	835	32	124	156	783
29	42,234	0	3,288	3,288	36,769	260	4,191	4,451	926	31	125	156	820
30	44,707	0	2,053	2,053	35,412	228	3,223	3,451	913	37	127	164	916
01	42,546	0	1,635	1,635	34,987	173	1,836	2,009	1,042	66	137	203	991
02	46,812	0	1,796	1,796	31,655	1,798	1,077	2,875	-	8	-	8	1,235
03	48,117	0	1,937	1,937	30,235	1,050	1,005	2,055	-	-	-	-	1,118
04	45,776	0	1,753	1,753	27,978	2,130	957	3,087	-	-	-	-	953
05	44,114	0	1,635	1,635	27,401	1,825	857	2,682	-	11	-	11	856

※宇久清掃センターごみは令和2年度から本土移送

(8) 資源化量の推移A

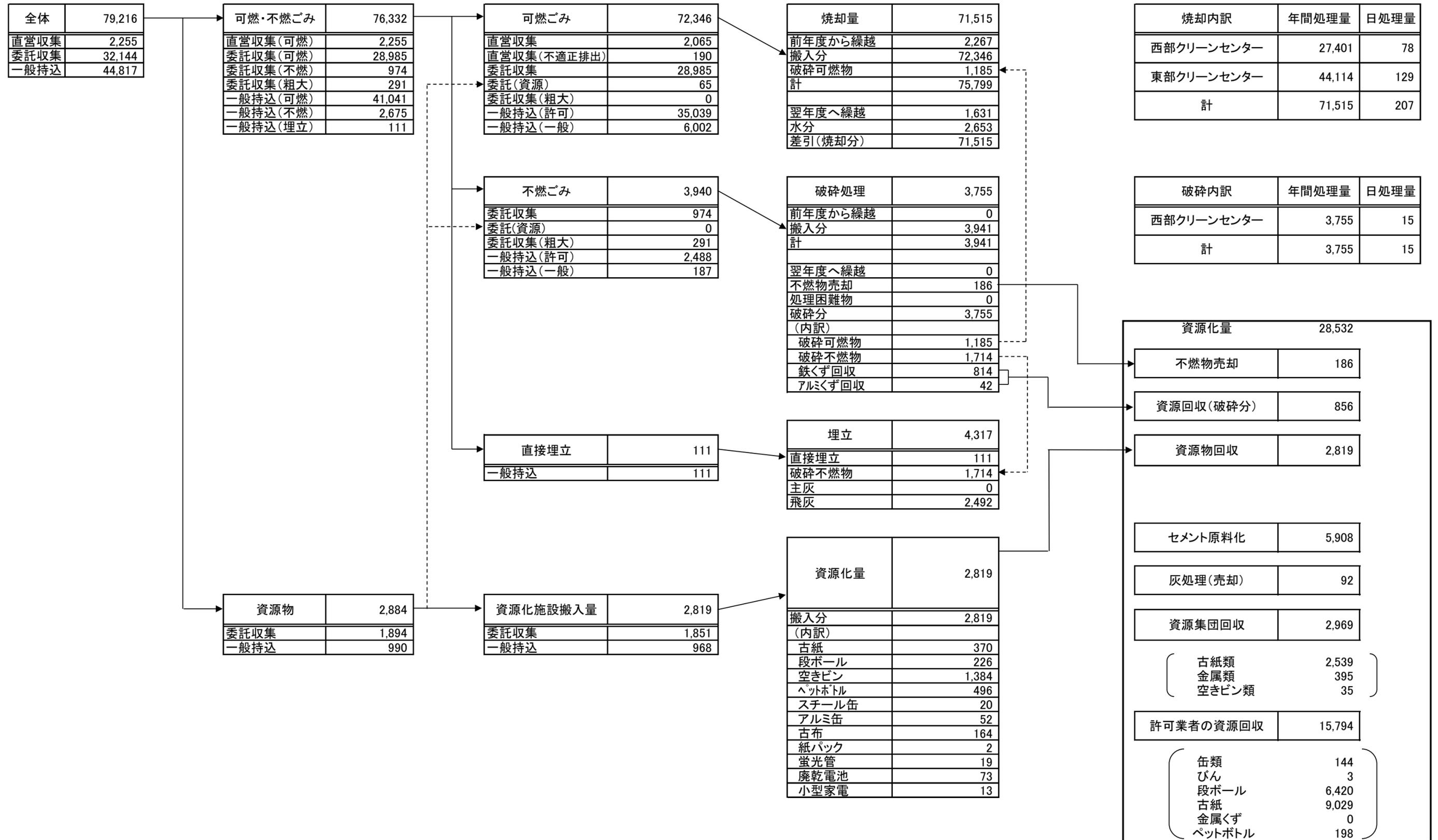
年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度
① 総搬入量	86,982	90,441	88,070	87,497	86,887	86,352	85,409	85,632	84,872	86,162	81,711	79,216
② ①のうち 収集資源化量	7,957	7,662	7,529	7,149	6,631	5,715	6,465	12,213	11,880	11,379	10,551	9,861
内: 資源物収集量	4,291	4,323	4,125	4,129	3,696	3,515	3,429	3,490	3,471	3,146	3,005	2,819
施設資源化量	3,666	3,339	3,404	3,020	2,935	2,200	3,036	8,723	8,409	8,233	7,546	7,042
③ 資源集団回収量	6,119	5,843	5,558	5,249	4,902	4,536	4,157	3,869	3,393	3,506	3,306	2,969
④ 資源臨時回収量	-	-	-	-	1	0	1	1	-	-	-	-
⑤ 小計(②+③+④)	14,076	13,505	13,087	12,398	11,534	10,251	10,623	16,083	15,273	14,885	13,857	12,830
⑥ 資源化率1 (⑤÷(①+③+④))	15.12%	14.03%	13.98%	13.37%	12.57%	11.28%	11.86%	17.97%	17.30%	16.60%	16.30%	15.61%
⑦ 民間 リサイクル量	21,110	20,585	28,987	24,728	24,087	22,640	21,731	15,580	19,500	18,691	18,103	15,794
⑧ 資源化率2 (⑤+⑦)÷(①+③+④+⑦)	30.81%	29.17%	34.31%	31.60%	30.74%	28.97%	29.07%	30.13%	32.27%	30.99%	30.99%	29.21%

(9) 資源化量の推移B



※ 総排出量 : (8)の①+③+④+⑦
 資源化量 : (8)の②+③+④+⑦
 資源化率 : 資源化量 ÷ 総排出量

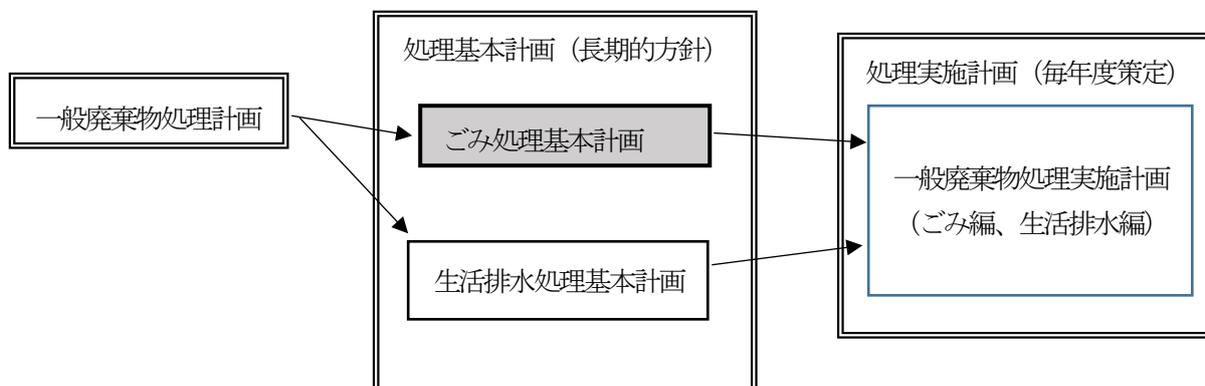
(10) 令和5年度ごみ処理状況 (単位:トン)



3. ごみ処理基本計画

(1) 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき市町村が定める「一般廃棄物処理計画」のうち、産業廃棄物を除くごみ処理に関する長期的な方針に立ったごみ処理の基本的事項を定めたもの。本計画に定める方針を基に、毎年度ごとの実施内容を定める「ごみ処理実施計画」を策定している。



(2) 計画の期間

2022年度～2031年度（10年間）

(3) 基本方針

自然に恵まれた美しい郷土を次世代へ引き継ぐため、誰もが積極的に「4R※」「に取り組み、循環型社会を形成する。要点は以下の通り。

（※4R…ごみになるものを①断る（リフューズ）、②減らす（リデュース）、③再使用する（リユース）、④原材料に戻して再生する（リサイクル）の頭文字をとったもの）

① ごみの排出抑制と減量化の推進

市民が自らごみになるものを断り、ごみになるものを減らすことを意識できる仕組みづくりを推進する。（リフューズ、リデュースの推進）

② 適正な循環利用と処理の推進

減らしてなお発生するごみは、適切に分別を行い、適正な処理を行うことで、資源の再生・再利用に努める。（リユース、リサイクルの推進）

③ 総合的なごみ処理システムの点検・評価

将来においても安定してごみの適正処理が行えるよう、収集・運搬・処分の一連のごみ処理過程において、効果や公平性、コスト等の様々な視点から、更なる効率化と施設の長寿命化に向けた点検・評価を行う。

(4) 指標及び目標値

指標名	目標	現況値 (2020年度実績値)	2031年度 目標値
① 最終処分量	現状維持	4,679t	4,600t以下
② リサイクル率 (%)	現状維持	32.3%	32%以上
③ 1人1日平均排出量 (g/人日)	964g未満	991g	964g未満

※ リサイクル率：総資源化量÷総排出量×100

1人1日平均排出量：ごみ排出量÷365日÷人口×10⁶

4. 災害廃棄物処理計画

本市において発生が想定される大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理について、基本的な流れを整理し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために「佐世保市災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定した。

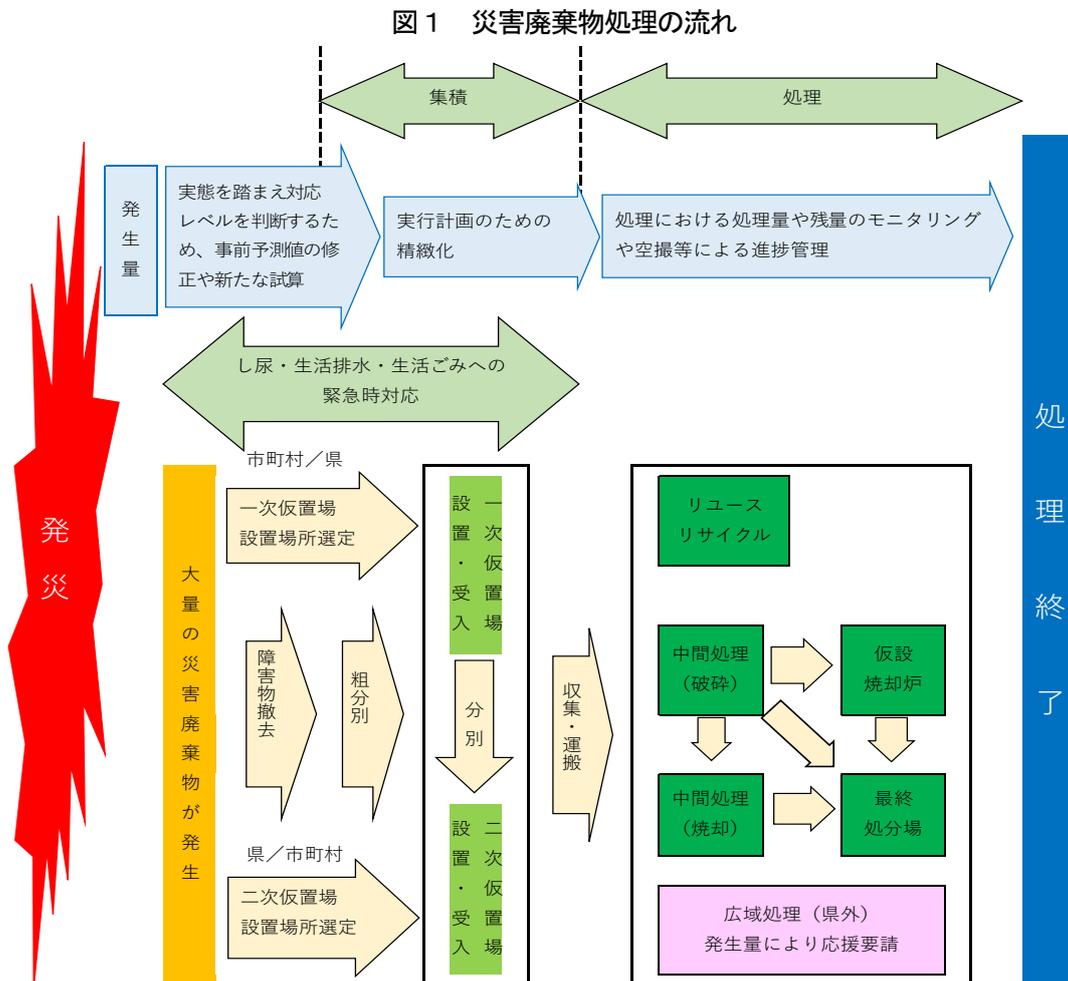
災害廃棄物は、地震や大雨等の災害により発生する廃棄物と、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物のことで、一般廃棄物に位置づけられるものであり、本市が包括的な処理責任を負う。本市は、自区域内で発生した災害廃棄物について、本市が管理する廃棄物処理施設や民間が運営する処理施設を活用し、主体的に処理を行う。

(1) 災害廃棄物処理の流れ

本市は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

避難所等から排出されるごみやし尿については、本市の既存施設での処理を前提とするが、これらの処理施設が被災した場合等処理が困難な場合は、長崎県及び大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会に調整を依頼し、広域的な処理を行う。

処理にあたっては、本市や民間の既存施設を最大限活用し、災害廃棄物発生量が膨大な場合には、仮設焼却炉の設置や長崎県等との調整を行い、計画期間内の処理完了を目指す。



(2) 水害または震災によって発生した災害廃棄物について

大規模な水害が発生した場合、一時に大量の水害廃棄物が発生し、また、道路の通行不能等によって、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となる。本市は、事前に組織体制の整備や処理計画を策定する等の対策を取り、水害発生時には迅速な対応を行う。

一方、甚大な地震災害では、人命救助活動が初動となり、次に、避難所対応へと移り、特に、仮設トイレの手配、避難所ごみ対応が必要となる。概ね、発災1か月後から災害廃棄物処理業務が始まる。

(3) 仮置場

仮置場は大きく一次仮置場と二次仮置場に分けられる。

一次仮置場は、被災の現場から発生した災害廃棄物を速やかに撤去するために設けるものであり、被災した住民が自ら災害廃棄物を持ち込むことができる。また、一次仮置場においては、可能な範囲で重機及び手選別により、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等を抜き出し、二次仮置場における作業効率の向上を図る。

二次仮置場は、一次仮置場から運搬された災害廃棄物を処分先に応じて細かく破碎・選別するほか、処理前後の災害廃棄物の保管を行う。

(4) 本市の一般廃棄物処理施設の現状

本市は、災害時の処理可能量を推計するにあたり、平時から各地域の廃棄物処理施設の処理能力等を把握しておく必要がある。以下の表1から表3に各施設の処理能力を示す。

表1 焼却施設

施設名称	日処理能力 (t/日)
西部クリーンセンター	110
東部クリーンセンター	200

※日処理能力は公称能力

表2 最終処分場

施設名称	残余容量 (m ³)
一般廃棄物最終処分場	56,453
宇久一般廃棄物最終処分場	5,711

※残余容量は令和5年度末実績

表3 し尿処理施設

施設名称	日処理能力 (kl/日)
クリーンピュアとどろき	260
宇久衛生センター	8

※日処理能力は公称能力

5. 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物処理業の許可状況

排出者は、一般廃棄物の処理を、委託基準に従って許可業者に委託することができる。
本市の許可を持つ業者数は下表のとおりである。

① 一般廃棄物処理業者数 令和6年3月31日現在

許可の種類	収集運搬	中間処理	収集運搬 中間処理	計
業 者 数	141	2	3	146

6. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物処理業の許可状況

事業者は、産業廃棄物の処理を、委託基準に従って許可業者に委託することができる。
本市の許可を持つ業者数は下表のとおりである。

① 産業廃棄物処理業者数 令和6年3月31日現在

許可の 種 類	収集運搬	中間処理	中間処理	収集運搬	収集運搬	収集運搬	計
			最終処分	中間処理	最終処分	最終処分	
業者数	31	34	1	13	0	0	79

② 特別管理産業廃棄物処理業者数 令和6年3月31日現在

許可の 種 類	収集運搬	中間処理	最終処分	収集運搬	収集運搬	収集運搬	計
				中間処理	最終処分	最終処分	
業者数	5(5)	2(2)	0	0	0	0	7(7)

※ () 内の数は、産業廃棄物処理業の許可も有する業者数で内数である。

(2) PCB廃棄物特別措置法の事務

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、PCB使用電気工作物、使用製品並びに廃棄物を保有している事業者は、下記の処分期間内に適正処理することが義務付けられている。

また、PCB廃棄物保管事業者及び高濃度PCB使用製品所有事業者は、適正処理が完了するまで、必要に応じて各種届出書を提出しなければならない。

【処分期間】 高濃度PCB廃棄物（変圧器、コンデンサー等）：平成30年3月31日まで（終了）
 高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）：令和3年3月31日まで（終了）
 低濃度PCB廃棄物：令和9年3月31日まで

7. 廃棄物の不法投棄及び不適正焼却

(1) 概況

本市の令和5年度不法投棄発見件数は173件、投棄量は33.39 m³である。前年度と比べ、件数はほぼ横ばいとなっている。(下表①)

①不法投棄監視状況推移

年度	発見件数(件)	発見数量(m ³)	撤去件数(件)	撤去数量(m ³)	持越し撤去件数(件)
令和元年度	169	55.88	149	47.41	20
令和2年度	170	144.47	162	138.55	8
令和3年度	167	61.74	150	51.22	17
令和4年度	172	44.63	167	42.61	5
令和5年度	173	33.39	171	32.65	2

不法投棄された廃棄物は、主に家庭用電化製品、タイヤ、可燃ごみ、不燃ごみなどであり、その種類及び量ともに家庭系一般廃棄物が投棄量の大半を占めているが、中には事業者が投棄したと思われる家電品やタイヤ等の大量投棄も散見される。(下表②)

②発見した不法投棄廃棄物の内容推移

項目	内 訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
発見した不法投棄物の内容 (単位：m ³)	可燃物	家屋解体廃材	0.15	0	0	0	0.16
		木くず	0	0	0	0	0
		農作物	0	0	0	0	0
		厨芥	0	0.01	0	0.13	0
		繊維類	0	0	0	0.09	0
		廃プラ(タ付含)	7.84	5.32	7.22	2.48	3.57
		ゴムくず	0	0	0	0.16	0
		その他可燃	9.92	82.97	15.64	8.78	9.59
		小計	17.91	88.30	22.86	11.64	13.32
	不燃物	がれき類	0	20.45	0	0.12	0
		家電品	19.15	15.92	21.49	16.74	10.49
		金属くず	0.85	1.06	1.10	0.69	0.72
		燃え殻	0	0	0	0	0
		ガラスくず	0.09	0.01	0.01	0.02	0.02
		廃油	0	0	0	0	0
		自転車	1.34	4.69	2.68	3.25	0.67
		自動車	0.67	0	0	1.37	0
		その他不燃	15.87	14.04	13.60	10.80	8.17
	小計	37.97	56.17	38.88	32.99	20.07	
合計量		55.88	144.47	61.74	44.63	33.39	

令和5年度の不法投棄された廃棄物の発見場所は、山林が99件、道路敷が51件で、全体の約87%を占めている。(下表③)

③令和5年度不法投棄廃棄物発見場所

発見場所	山林	河川敷	道路	道路敷	空き地	海岸	その他	合計
件数(件)	99	7	10	51	1	0	5	173

令和5年度の不法投棄発見経緯については、通報による情報提供が49件(28%)、監視パトロールによる発見が124件(72%)となっている。(下表④)

また、不適正焼却(野焼き)については、監視パトロール実施時の発見や苦情の通報による発覚などにより、令和5年度は49件確認し、焼却行為の中止及び焼却禁止の指導を行っている。

(下表⑤)

④令和5年度不法投棄発見経緯

発見経緯	件数(件)
通報によるもの	49
パトロール中に発見	124

⑤不適正焼却処理件数推移 (単位;件)

年度	一般家庭	事業者	合計
令和元年度	30	3	33
令和2年度	43	4	47
令和3年度	29	5	34
令和4年度	29	12	41
令和5年度	36	13	49

(2) 不法投棄防止パトロール

廃棄物の不法投棄を防止するため、山間部など不法投棄されやすい場所を中心に定期的にパトロールするとともに、発見した不法投棄物については、投棄者を特定するため徹底した調査を行い、投棄者が判明した場合には撤去指導など厳しい対処を行っている。

また、6月の環境月間には、市内4つの警察署と合同で各管内のパトロール、県・警察・海上保安部等と合同で海上パトロールを実施し、啓発等の強化を図っている。

なお、平成16年度からは、不法投棄の未然防止及び不法投棄現認の際の迅速な対処を目的として、民間委託による夜間・早朝のパトロールも実施しており、更に、平成21年度以降、市内の不法投棄多発地域14箇所に監視カメラを設置し常時監視を行っている。

(3) 不法投棄物の撤去指導等

不法投棄された廃棄物については、原則として投棄した本人またはその土地の占有者・管理者が撤去すべきものであり、佐世保市は原則として撤去を行わない。

ただし、投棄者や占有者等の特定が困難な場合や、占有者等による撤去が困難な場合であって、更なる投棄の誘発による環境影響への支障、市民生活への支障が考えられる場合は、佐世保市で撤去を行う場合がある。

8. 廃棄物処理施設等のダイオキシン類濃度の測定結果

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物（炭素、水素、酸素、塩素から構成された化合物）で約220種類あり、これらを総称してダイオキシン類と呼ばれている。

ダイオキシン類は、他の多くの化学物質と異なり製造を目的として生成されたものではなく、物の燃焼や化学物質の合成の過程での副産物である。

化学物質で水に溶けず半永久的に毒性がなくなりにくく、油に溶けやすい性質がある。毒性については、動物実験結果から発癌性、生殖毒性、催奇形性、免疫毒性等多岐にわたっており、人類が合成した史上最強の猛毒とされている。

(2) ダイオキシン類の発生

ダイオキシン類は、有機物（炭素、水素、酸素）と塩素が350℃前後の不完全燃焼時に最も多く発生するといわれており、日本での発生量は廃棄物焼却炉が約90%以上を占めているとされている。

(3) ダイオキシン類の測定

市の焼却施設、及び既に埋立終了した民間処分場周辺の公共水域において、ダイオキシン類測定を実施しており、令和5年度の測定結果はいずれも基準値を下回っている。（基準値については次ページを参照）

① 市の焼却施設（令和5年度）

施設名	測定場所	排出ガス ng・TEQ/m ³ N	焼却灰		ばいじん ng・TEQ/g
			ng・TEQ/g		
西部クリーンセンター	1号	(5/16) 0.0016	(5/16) 0.000056	(11/1) 0.000011	(5/16) 0.28 (11/1) 0.17
	2号	(5/17) 0.0011			
東部クリーンセンター	1号	(12/12) 0.00029	(12/12) 0		(12/12) 0.0037
	2号	(12/12) 0.0018			

② 公共水域（令和5年度）

測定場所（単位）	測定結果
高尾川 (pg-TEQ/l)	0.058
久保仁田川 (pg-TEQ/l)	0.070

(参考)

1. 「ダイオキシン類対策特別措置法」における廃棄物焼却炉の排出基準

特定施設	施設規模 (焼却能力)	排出ガス (ng・TEQ/m ³ N)	焼却灰 (ng・TEQ/g)	ばいじん (ng・TEQ/g)
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5 m ² 以上 又は焼却能力が50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	3	3
	2t/h 以上 4t/h 未満	1		
	2t/h 未満	5		

・クリーンセンターの排出基準

東部クリーンセンター	4t/h 以上	0.1	3	適用外(※1)
西部クリーンセンター	2t/h 以上 4t/h 未満	1		3

(※1) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則附則第2条第3項により排出基準の適用外。

2. ダイオキシン類の環境基準

・水質（水底の底質を除く） 1 pgTEQ/l

【語句の説明】

TEQ（等価毒性） : ダイオキシン類は、それぞれ毒性が異なるため、最も毒性が高い2, 3, 7, 8-TCDD(※)を1として、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を2, 3, 7, 8-TCDDに換算して合計したもの

※2, 3, 7, 8-TCDD…四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの略

ng（ナノグラム） : 10⁻⁹ g（10億分の1グラム）

pg（ピコグラム） : 10⁻¹² g（1兆分の1グラム）

m³N（ノルマル立方メートル） : 排ガスを0℃ 1気圧に換算した量

第3章 ごみ減量・資源化

1. 佐世保方式家庭系2段階ごみ有料化制度

(平成17年1月10日施行、平成21年1月1日一部改正)

平成17年1月より、ごみの減量化・分別の徹底等を目的に2段階ごみ有料化制度を行っている。家庭系ごみの減量化に効果があったことなどから、施行より丸3年が経過した平成20年に、住民満足度の向上を目指すため、制度の事業評価を行った。その結果、出された課題解決のため、平成21年1月1日に制度の一部を改正した。

※改正した点

- ・ごみ処理券の廃止
- ・指定ごみ袋の厚さや強度の仕様変更
- ・宇久町専用袋の創設 ※R2.4月から分別制度統一により廃止
- ・旧制度との併用期間の設置 (H21年6月末まで)

(1) 導入の目的

- ① ごみの減量化
- ② ごみ分別・資源化の徹底
- ③ 負担の公平化

(2) 目的達成のための5つの事項

- ① 減らした人が報われる制度
- ② 減量効果が持続できる制度
- ③ 総合的な効果が発揮できる制度
- ④ 市民にとってしくみが簡単でわかりやすく、実施コストが高くなるような制度
- ⑤ 有料化制度で得られた手数料収入をこれからの環境施策に役立てる制度

(3) 制度の対象となるごみの種類

家庭から出るごみのうち「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」

(4) 2段階ごみ有料化

ごみの排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、一定量を超えるとごみの排出量に応じて手数料を負担する方式。

(5) ごみの出し方

本市が指定するごみ袋を、家庭系指定ごみ袋購入補助券(以下、「補助券」という)を使い、袋代のみを払って販売店で購入し、ごみを出す。

「補助券」がなくなったら、袋代にごみ処理手数料(1組当たり840円。「補助券」1枚分)を加算した金額を払って指定ごみ袋を購入し、ごみを出す。

(6) 補助券の配付

毎年1回年末に、原則として住民基本台帳に記載されている方の世帯に対し、その世帯人数分をまとめて世帯主宛に配付する。(H24年7月に住民基本台帳法の一部が改正され、日本に居住する外国人についても住民基本台帳の対象となった。)

- ・指定ごみ袋購入補助券 ⇒ 年間1人当たり5枚
- ・補助券は使用期限を設けないため翌年以降も繰り越して使用することができる。

(7) 指定ごみ袋の種類

- ①大 袋 (45 リットル、幅 65 cm×長さ 80 cm) (1 組当たり 4 枚入 40 円)
- ②中 袋 (30 リットル、幅 50 cm×長さ 70 cm) (1 組当たり 6 枚入 48 円)
- ③小 袋 (15 リットル、幅 40 cm×長さ 60 cm) (1 組当たり 12 枚入 72 円)
- ④ミニ袋 (7.5 リットル、幅 36 cm×長さ 50 cm) (1 組当たり 24 枚入 96 円)

(8) 指定ごみ袋以外の透明な袋でもごみ出しができるもの

- ① 適正に分別された資源物
- ② ボランティア清掃ごみ (※「ボランティア清掃用ごみ袋」を配付する。)
- ③ 庭の剪定枝・落ち葉など (剪定枝はひもでしばり、ごみ袋は不要。混合ごみは収集しない。)
- ④ 紙おむつ (寝たきりの高齢者、重度身体障がい者、乳幼児のもの。袋に「紙おむつ」と記入。)
- ⑤ ごみ処理施設に直接持っていく場合
(ただし、50kg までは 450 円。50kg 超は 10kg ごとに 90 円を加算)

2. リユースの推進

市民から出されるごみに、「まだ使うことができる物 (家具、家電、衣類等)」が多いことから、民間のリユースショップとの連携を図ることにより、市民がリユース (再利用) について認知し、不要品処分に関する意識の変化や、循環型社会形成の促進につながることを期待できる。

(1) 佐世保市内のリサイクルショップとの連携

ショップ名	住所	連携日
リサイクルショップ E-STYLE 佐世保店	佐世保市早岐 1 丁目 13-11	令和 3 年 5 月 21 日
買取専門リサイクルショップ エコゾーン	佐世保市下京町 9-1	令和 3 年 5 月 20 日
エコログ佐世保相浦店	佐世保市中里町 1875-1	令和 3 年 5 月 31 日
総合リサイクルショップ ゲット	佐世保市木原町 104-4	令和 3 年 5 月 21 日
BOOKOFF SUPER BAZAAR アクロスプラザ佐世保	佐世保市藤原町 20-7	令和 3 年 6 月 1 日

(2) インターネットのリユースショップとの連携

協定の相手先 株式会社マーケットエンタープライズ

協定締結日 令和 5 年 12 月 8 日

インターネットサイト名 おいくら



「おいくら」とは、インターネットで不要品の買取り査定を受けられ、リユースショップ等店舗に向くことなく不要品を売却できるサービス

おいくらへの依頼状況

年度	R 5
依頼数	180
依頼商品数	452



3. 資源集団回収報奨金等交付制度

ごみとして排出されるものの中には、リサイクルすることにより有効利用できる資源が多量に含まれている。

そこで佐世保市では、ごみの減量・資源化促進のため、昭和62年10月から資源集団回収制度を開始。実施団体への報奨金交付や説明会開催など制度充実を図るとともに、未実施団体に実施の呼びかけを行っている。

(1) 資源集団回収報奨金の交付要領

① 報奨金の交付対象となる団体

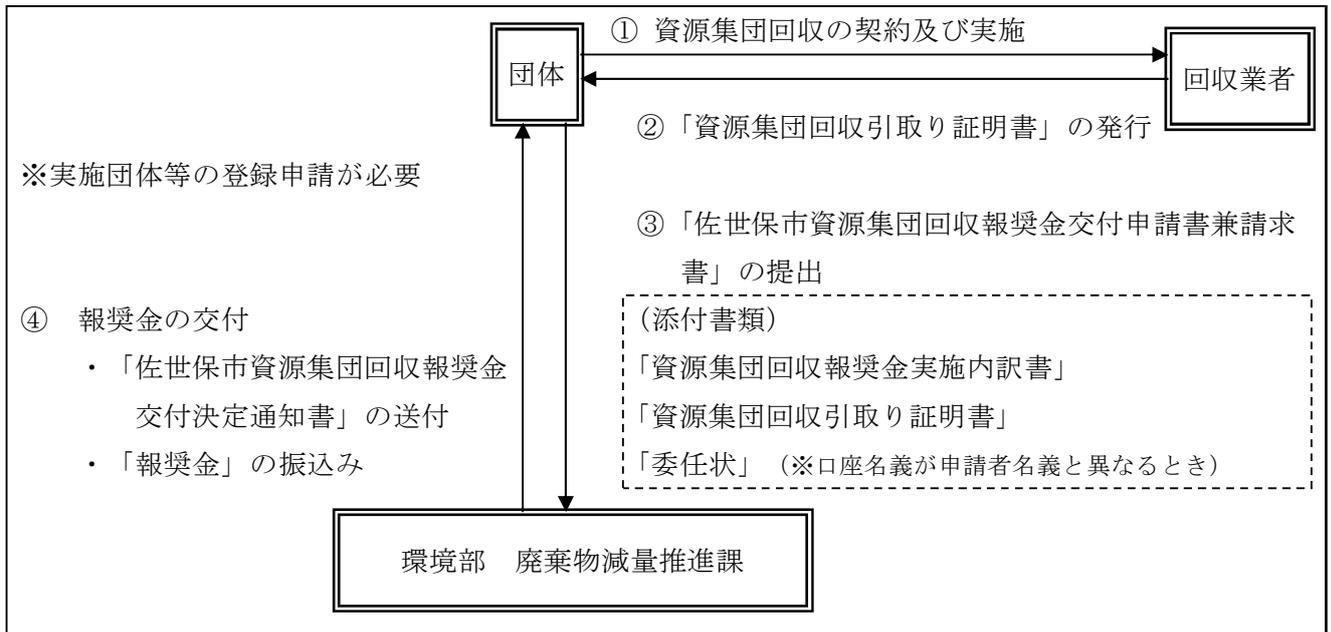
公民館、自治会、町内会、婦人会、子供会、老人会、PTA等の地域の活動団体（営利団体を除く）で、市に資源集団回収の実施団体として登録した団体

② 報奨金の交付対象となる品目と金額

古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック、雑古紙）	回収量	1 kgにつき	5 円
空缶類（スチール缶・アルミ缶）	〃	〃	〃
空びん類（一升びん・ビールびん等。ただし、雑びんは除く）	〃	1 本につき	〃

※ただし、事業所から排出された資源物を除く。

③ 報奨金の交付手続き



④ 報奨金の交付申請の時期

報奨金の交付申請は、年2回とする。

(前期) 4月1日から9月30日までの分 (10月10日までに申請)

(後期) 10月1日から翌年の3月31日までの分 (3月31日までに申請)

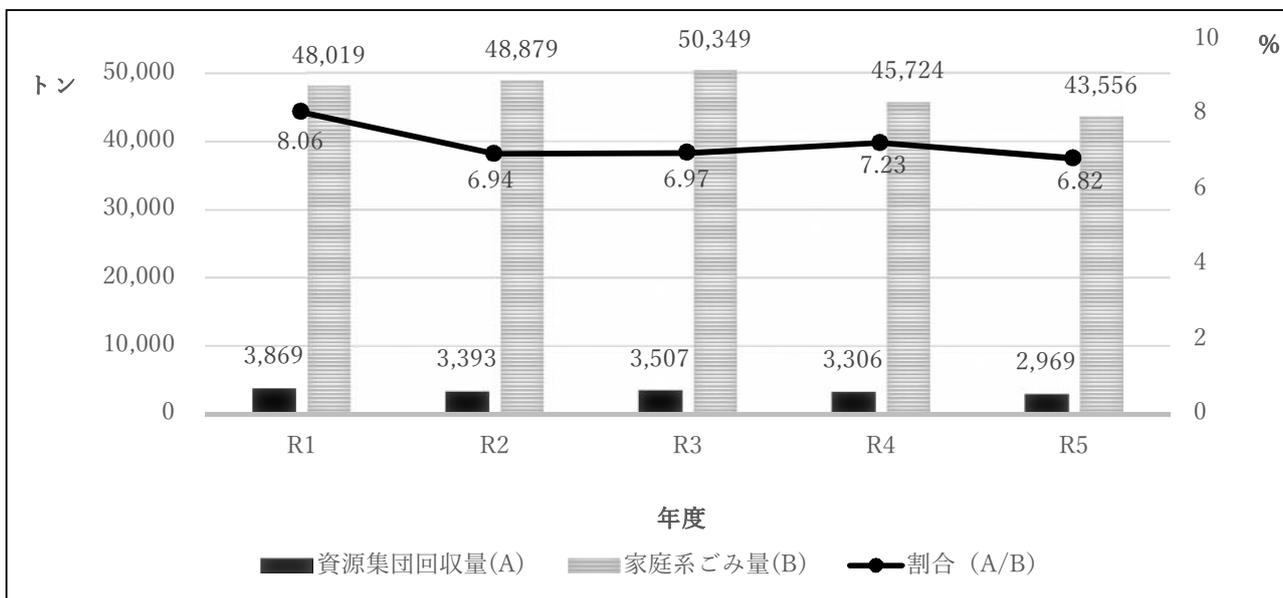
(2) 報奨金及び資源回収業組合助成金の推移

年月	H4.4	H5.4	H6.4	H9.4	H14.4	H16.4	H28.4	H31.4	R4.4
報奨金	3円	4円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円
助成金	1円	2円	3円	古紙類4円	古紙類5円	古紙類4円	古紙類のみ 2円	古紙類のみ 1円	古紙類のみ 2円
				金属類3円	金属類3円	金属類3円			
				空びん3円	空びん3円	空びん3円			

(3) 佐世保市の資源集団回収実績（下段は一団体当たり平均）

年度	実 施		回 収 量 (kg)	売 却 代 金 (円)	報 奨 金 (円)
	町 内	団 体			
R1	516	636	3,868,879 (6,083)	7,537,340 (11,851)	19,521,705 (30,695)
R2	416	471	3,392,709 (7,203)	2,633,251 (5,591)	17,097,435 (36,300)
R3	422	478	3,506,863 (7,337)	2,924,135 (6,117)	17,646,080 (36,916)
R4	418	471	3,306,227 (7,020)	2,823,721 (5,995)	16,610,580 (35,267)
R5	414	475	2,969,093 (6,251)	2,618,374 (5,512)	14,919,540 (31,410)

(4) 家庭系ごみの量に占める資源集団回収量の割合



(5) 資源集団回収業組合一覧表

①長崎県クリーン事業協同組合員名簿（県北支部）

（佐世保市白岳町 1509 TEL0956-31-1125）

	組合員名	代表者
1	西部故紙センター(株)	岩渕 慶太
2	日野商店	日野 トモエ
3	前田商店	前田 富貴子
4	サンビック	片桐 康利

②協同組合長崎県リサイクル組合員名簿（佐世保本部）

（佐世保市吉岡町 569 TEL 0956-40-6218）

	組合員名	代表者
1	井手商会	井手 陽一
2	住福商店	住福 和正
3	野崎商店	野崎 正信
4	楠元産業	楠元 真二郎
5	富永商店	富永 幸多
6	YAMASHO	山本 保臣
7	ひまわり商会	金丸 孝太郎
8	松原商店	松原 光雄
9	田中リサイクル	田中 清司
10	竹下商店	竹下 敏行
11	稲吉商会	稲吉 司
12	三幸紙業	山下 信夫
13	(株)グロウ・イーグル	椋野 順子
14	(株)九十九紙源センター	椋野 順子

4. 佐世保市ごみ減量アドバイザー制度

生ごみのリサイクル・たい肥化によるごみ減量活動の実践を行い、指導のできる方を「ごみ減量アドバイザー」として登録。地域や学校などからの申し込みにより講師として派遣、生ごみたい肥化などの指導を行っている。「食の循環」や「食育」としても意義がある。アドバイザーは17名を登録。

5. クリーン推進委員

各町内会に概ね1名のクリーン推進委員を配置し、ごみの減量や出し方、正しい分別等の啓発指導を行うため、市民と行政のパイプ役として、関係地区の住民の指導をお願いしている。

クリーン推進委員の推移

年月	R1.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
委員数	738人	738人	735人	737人	727人

6. ごみステーション

(1) ごみステーション

以前、ごみは戸別収集をしていたが、収集の効率性を考慮して、数戸から数十戸程度にまとまったごみステーションにて収集することとした。ごみステーション設置の際は、町内会等の代表者からの申請に基づき、ごみステーションとして指定し、ごみの収集を実施している。

(H3年8月全市ステーション設置完了)

(2) ごみステーション整備補助金交付制度

町内等に設置されるごみステーションの整備に対して補助金を交付し、町内の美化、分別の徹底及びごみに対する意識の向上を図っている。

また、平成18年度から、町内会等の負担を軽減しステーション整備の更なる促進を図るため、可燃ステーションに対する補助率と補助限度額を引き上げた。

(3) ごみステーション整備箇所数及び補助金交付総額の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
不燃ごみ ・資源物	14か所 1,803	27か所 4,384	26か所 5,433	30か所 3,718	25か所 4,538
可燃ごみ	54か所 2,613	65か所 3,100	53か所 2,348	70か所 3,188	61か所 2,883

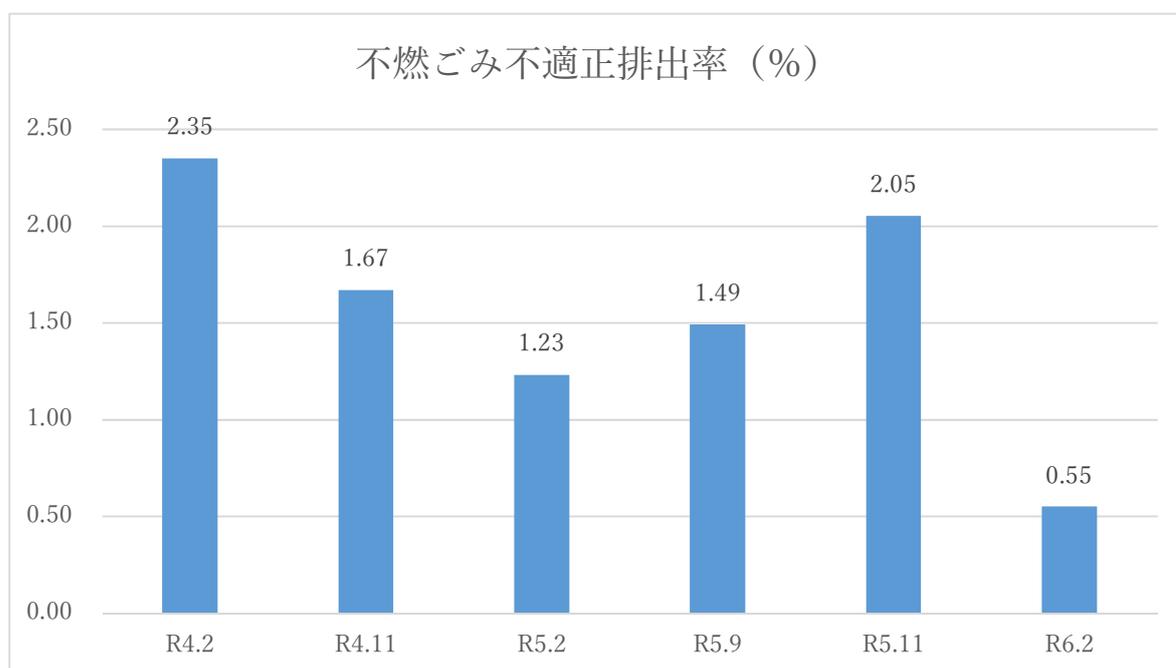
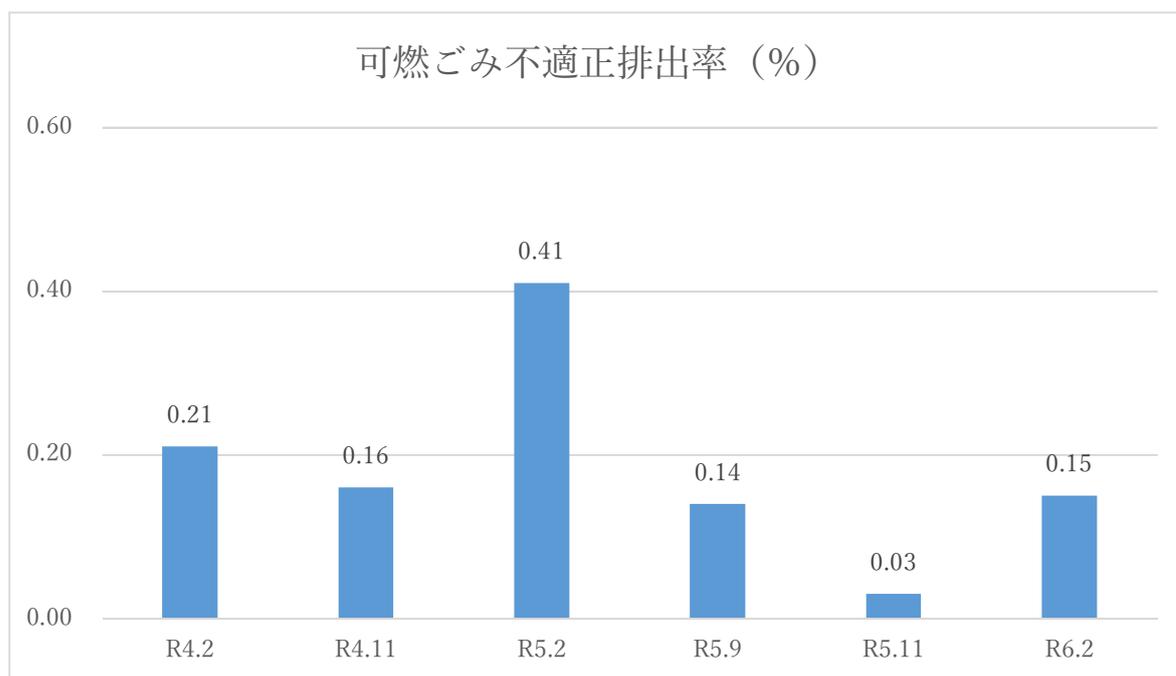
(注) 上段：ごみステーション整備箇所数

下段：補助金交付総額(単位 千円)

(4) 補助金等の経緯

見直し年月		平成4年4月	平成6年4月	平成8年4月	平成18年5月
不燃・資源物	補助率	1/2	2/3	2/3	2/3
	限度額	25万円	40万円	40万円	40万円
可燃	補助率	—	—	1/3	2/3
	限度額	—	—	2万5千円	5万円

(5) ごみステーションにおける不適正排出の状況



7. 多量排出事業者

(1) 多量排出事業者とは

本市では、以下の定義により、多量に一般廃棄物を排出する事業者を「多量排出事業者」と定めている。令和5年度の多量排出事業者は199者（社）であった。

- ① 一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 500 平方メートル以上の小売店において事業を行う者
- ② ①のほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第1条に規定する建築物のうち、3,000 平方メートル以上の延べ床面積を有する興行場、集会所、遊技場、事業所又は旅館において事業を行う者
- ③ その他多量に一般廃棄物を排出する事業者として市長が指定する者

(2) 事業系一般廃棄物処理実績報告書・減量計画書

「佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により、多量にごみを排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）には、毎年5月31日までに、前年度の事業系一般廃棄物処理実績報告書の作成と、その処理実績を踏まえた次年度の一般廃棄物減量計画書の提出を依頼している。

この報告書・計画書により、事業者の方に一般廃棄物の種類・量・処理方法などについて把握してもらうとともに、減量化・資源化の計画的な実践のための助言・指導等を行っている。

(3) 訪問指導など

①多量排出事業者への訪問指導など

多量排出事業者に対して、事業系一般廃棄物のより一層の減量化・資源化及び適正処理を促進するため、事業所訪問を年間複数回実施している。

提出された報告書・計画書に基づき、記載内容などの聞き取り調査、事業所での分別・排出状況の現場確認及び助言・指導や、減量化に向けた取組みや方法、先進事例の情報提供などを行っている。

②その他の事業者への訪問指導など

多量排出事業者の要件に該当しない小・中規模の事業者に対しても同様に、地域ごと・業種ごとに順次訪問し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別などの適正排出の徹底について指導するとともに、ごみの減量化・資源化の促進を図るための情報提供等を行っている。

8. 食品ロス対策

(1) 佐世保市食品ロス削減協力店舗登録

市内の飲食店を中心に食品ロス削減への協力を要請し、食べ残し等の削減に取り組む店舗を「佐世保市食品ロス削減協力店」として登録を行っている。協力店については、店舗情報を本市ホームページへ掲載するとともに、本市作成の宣伝用ステッカー及び啓発ポスターを提供し、店内への掲示を依頼することで、市民への普及啓発を図る。以下の登録要件（協力内容）に一つでも該当する場合に協力店として登録を行っている。

- ・お客が食事量を選択できるような注文時の聞き取りや、小盛・小分けメニューなどの提供
- ・残った料理の持ち帰りサービス提供
- ・「3010運動」の推進（声掛けやポスター・張り紙など）
- ・規格外商品や賞味（消費）期限間近商品の値引き販売促進
- ・食品ロスの利用を希望するフードバンクやその他団体への提供

(2) フードバンク・フードドライブの実施

市内の食品関連事業所で発生する事業系食品ロスを有効利用することを目的とし、令和元年度より環境センター内に食品ロス保管用冷凍冷蔵庫（保管庫）を設置し、「環境部フードバンク」を実施している。事業者から提供の連絡があった際に、利用見込みのある食材については提供を受け、子ども食堂や生活困窮者支援団体等への食材の提供を行っている。

また、家庭から発生する家庭系食品ロスの削減対策として、一般家庭で余った食品を募り、それを必要とする団体へ寄付を行う「させぼフードドライブ」を令和元年度より実施している。当初は定期開催による期間限定の受付であったが、令和2年10月より通年実施とし、環境センター廃棄物減量推進課窓口にて「フードドライブ受付箱」を設置している。

(3) フードシェアリングサービス「サセボタバスケ」の運用

事業系食品ロスの削減を目的とし、令和3年10月より運用を開始しているインターネットサービス。食品を安く買いたいと考える消費者と、売れ残り等による食品ロスを削減するために安価にでも食品を提供したいと考える供給者（食品関連事業者）とを、食品ロス問題をメインテーマとしてマッチングさせるサービスである。店舗、一般利用者ともに無料で利用ができ、本市の食品ロス削減活動に手軽に参加・貢献することができるフードシェアリングサービスである。

タバスケに協力店として登録されている店舗は、賞味（消費）期限が近くなったものや規格外品を割引価格でタバスケのサービス上に出品をし、ユーザーとして登録されている一般利用者は同サービス上でそれらの食品を自由に閲覧・購入予約ができる。

9. 家電リサイクル（平成13年4月施行）

平成12年度まで「不燃ごみ」として処分していた「エアコン（室外機を含む）」、「テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機」、「衣類乾燥機」の家電5品目については、平成13年4月施行の家電リサイクル法に基づき、家電メーカー、家電量販店、消費者がそれぞれの役割を果たしながら有料でリサイクルを行うこととなった。

令和6年4月から、対象品目である薄型テレビに、有機EL式テレビが追加された。

（1）処分方法（買い替えの場合と処分だけの場合）

買い替え	新しい製品を買うお店に、使わなくなった製品の引き取りを依頼する。 （同種の製品に限ります。テレビ→テレビなど）
	必要な料金 ・収集・運搬料金（お店によって異なる） ・家電リサイクル料金（メーカー、製品によって異なる）

処分だけ （①～④のいずれか）	① 処分する製品を購入したお店に依頼する。 （販売したお店には引取りの義務があります。）
	必要な料金 ・収集・運搬料金（お店によって異なる） ・家電リサイクル料金（メーカー、製品によって異なります）
	② 家電販売店に引取りを依頼する。 （購入したお店でなくても引取りをすることがあります。）
	必要な料金 ・収集・運搬料金（お店によって異なる） ・家電リサイクル料金（メーカー、製品によって異なる）
	③ 廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者等に運搬を依頼する。
	必要な料金 ・収集・運搬料金（業者によって異なる） ・家電リサイクル料金（メーカー、製品によって異なる）
	④ 指定引取り場所まで自己搬入する。
	必要な料金 ・家電リサイクル料金（メーカー、製品によって異なる）

・家電リサイクル料金は、家電販売店に処分を依頼した場合、郵便局ではなくその家電販売店で支払いができる場合があります。
・引き取り場所まで自己搬入する場合と廃棄物収集運搬業の許可業者に依頼する場合は、家電リサイクル料金を郵便局で支払う必要があります。

（2）料金と指定引取り場所

○家電リサイクル料金（メーカーによりリサイクル料金が異なる。）

テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機EL式）15型以下 16型以上
エアコン（室外機を含む）
冷蔵庫・冷凍庫 170ℓ以下 171ℓ以上
洗濯機・衣類乾燥機

○運搬料金

家電販売店、収集運搬許可業者により料金は異なる。

○指定引取場所

（株）山口商店：北松浦郡佐々町大茂免 107-1（TEL0956-42-7500）

佐世保ダイヤーズ運輸（株）：市内新行江町 539-1（TEL0956-30-7285）（久留米運送（株）佐世保店内）

10. パソコンリサイクル（平成15年10月施行）

資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンリサイクルの対象機器である「デスクトップパソコン」、「ノートパソコン」、「CRTディスプレイ」、「液晶ディスプレイ」「液晶ディスプレイ一体型パソコン」「CRTディスプレイ一体型パソコン」及び「標準添付品（マウス・スピーカー・ケーブル等）」については、平成15年9月まで「燃やせないごみ」として取り扱いをしていたが、同法の平成15年10月からの施行に伴い、上記対象機器については、メーカーが責任をもってリサイクルを行うこととなった。



（1）パソコン回収の申し込み

1 パソコンが不要になったら

パソコンリサイクルマーク（以下、マーク）があるか確認する。

- マークがある場合 ⇒ リサイクル料金は不要。
- マークがない場合 ⇒ リサイクル料金（メーカーによって異なる）が必要となる。

（PCリサイクルマーク）

2 メーカーの受付先に回収申込みをする。

メーカーの受付先に回収の申込みをする。

* 回収するメーカーがない場合（自作パソコン、倒産したメーカー及び事業撤退したメーカー等のパソコン）については、下記で受付先を確認してから、受付先に回収の申込みをする。

一般社団法人 パソコン3R推進協会

電話03-5282-7685 (<https://www.pc3r.jp/>)

3 申込み先から（料金振込用紙等の送付）

- マークがある場合 ⇒ 「エコゆうパック伝票」が送付される。
- マークがない場合 ⇒ ①メーカーからリサイクル料金の振込用紙が送付される。
②回収再資源化料金を最寄りの郵便局で振込む。
③料金振込後、メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付される。

回収再資源化料金（PCリサイクルマークが付いていない場合の料金目安）

デスクトップパソコン本体	ノートパソコン	CRTディスプレイ	液晶ディスプレイ	CRTディスプレイ一体型パソコン	液晶ディスプレイ一体型パソコン
3,300円	3,300円	4,400円	3,300円	4,400円	3,300円

※別途、振込手数料が必要。

4 パソコンの梱包・回収方法の選択

○梱包

パソコンの梱包は排出者自身が行い、郵送途中で破れないようにする。

複数台数を同時にリサイクルする場合は、1台ずつ梱包する。

○回収方法の選択

①「戸別回収」

郵便局に自宅まで引き取りを依頼する。

「エコゆうパック伝票」に記載されている郵便局に連絡し、回収日時を決める。

②「直接持込」

「エコゆうパック伝票」を梱包したパソコンに貼り、最寄りの郵便局に持ち込む。

(2) 宅配便による無料回収

ごみの減量と資源の再利用促進のため、小型家電リサイクル法の認定事業者と協定締結し、家庭で不要になったパソコンと使用済み小型家電について、宅配便を利用して無料回収できるようになった。

協定の相手先 リネットジャパンリサイクル株式会社

協定締結日 令和4年5月1日

回収品目にパソコン本体が含まれている場合は、1箱分の回収料金が無料となる。

プリンターなどの周辺機器や佐世保市が資源物として収集する10品目以外の小型家電製品も一緒に回収できる。

無料となる箱のサイズと重量の上限は、3辺合計140cm以内、重量20kg以下である。

リネットジャパン回収状況

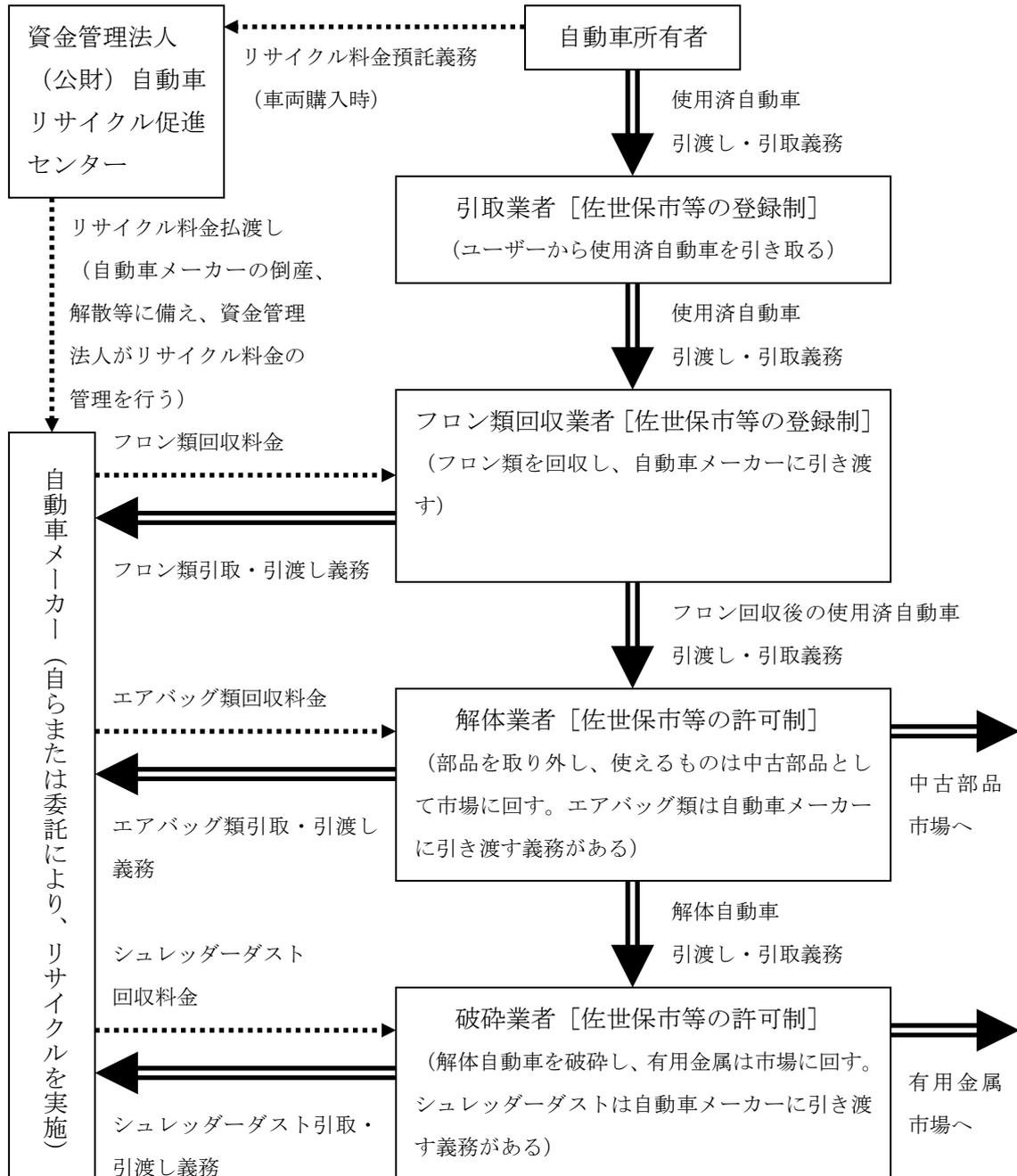
年度	R 4	R 5
回収件数 (件)	648	737
合計重量 (kg)	6,453.9	8,265.6

11. 自動車リサイクル

自動車リサイクル法は、使用済自動車を適正に処理するためのしくみを定めたものであり、平成17年1月1日から完全施行されている。

リサイクル料金は、原則車両購入時の支払い（前払い制）とすることで、不法投棄防止を図っている。また、引取から破砕までの使用済自動車の流れについて規定し、使用済自動車が適正に処理・リサイクルされるしくみである。

(1) 使用済自動車のリサイクルの流れ



- リサイクル料金の預託義務
自動車ユーザーは自動車リサイクル料金を預託しなければならない。
預託方法は、車両購入時の預託となっており、リサイクル料金を預託しないと自動車の登録が受けられないしくみとなっている。
また、法施行時点で登録されていた既販車については、車検を受ける際に預託することとなっていたため、現在登録されている自動車は全てリサイクル料金が預託されたこととなっている。
- リサイクル料金の金額
各自動車メーカーが、車種ごとに金額を決定する。各メーカーが公表している。
- リサイクル料金の用途
主にフロン類回収、エアバッグ類回収、シュレッダーダストリサイクルにかかる費用に充てられる。
- 使用済自動車の引渡し先
都道府県知事（保健所設置市にあつては市長）の登録を受けた引取業者に引き渡すこととされる。

（参考）代表的なリサイクル料金の水準

車種	料金の種類		
	リサイクル料金	資金管理料金	情報管理料金
普通乗用車（エアバッグ類4個、エアコンありのケース）	10,000円 ～18,000円程度	290円 又は410円	130円
軽・小型乗用車（エアバッグ類4個、エアコンありのケース）	7,000円 ～16,000円程度	290円 又は410円	130円
中・大型トラック（平ボディ、エアバッグ類2個、エアコンありのケース）	10,000円 ～16,000円程度	290円 又は410円	130円
大型路線・観光バス（エアバッグ類2個、エアコンありのケース）	40,000円 ～65,000円程度	290円 又は410円	130円

※ 代表的なリサイクル料金を概算で掲載したもの。詳細は各メーカーに直接問い合わせるか、各メーカーのホームページでの確認が必要。

※ 資金管理料金は、新車購入時290円、引取時410円。

（2）関連事業者数

本市の登録・許可を受けた関連事業者数は、下表のとおりである。

登録・許可の種類	事業者数
引取業者	71
フロン類回収業者	12
解体業者	5
破砕業者	1

（令和6年3月31日現在）

(3) 海上輸送費補助事業（平成 17 年 10 月 1 日から実施）

離島内で発生した使用済自動車进行处理する場合、本土までの海上輸送費がかかることが、適正処理の妨げとなっている。

そのため、(公財)自動車リサイクル促進センターでは、処理時の費用負担を軽減することで使用済自動車の適正処理の推進を図るため、海上輸送費を補助する市町村に対し、出えん金を支出している。

佐世保市は、要綱を定めて、使用済自動車の海上輸送費を負担した者に対し、申請に基づき海上輸送費の一部を補助金として交付している。現在の補助率は、(公財)自動車リサイクル促進センターの出えん率と同じ 8 割である。

- 申請者
 - ・ 使用済自動車の海上輸送費を負担した者
- 申請に必要なもの
 - ・ 海上輸送費を証明するもの
 - ・ 使用済自動車の引取りを証明するもの
- 申請期限

海上輸送を行った日から 2 か月以内
- 申請窓口

佐世保市廃棄物指導課
- 補助金申請及び交付実績

	申請台数	申請金額	交付台数	交付金額
平成 25 年度	87	339,544	申請と同じ台数・金額	
平成 26 年度	84	341,016	申請と同じ台数・金額	
平成 27 年度	93	360,880	申請と同じ台数・金額	
平成 28 年度	103	420,736	申請と同じ台数・金額	
平成 29 年度	73	287,840	申請と同じ台数・金額	
平成 30 年度	100	396,640	申請と同じ台数・金額	
令和元年度	71	295,744	申請と同じ台数・金額	
令和 2 年度	88	395,120	申請と同じ台数・金額	
令和 3 年度	113	487,496	申請と同じ台数・金額	
令和 4 年度	97	508,131	申請と同じ台数・金額	
令和 5 年度	90	507,760	申請と同じ台数・金額	